

第99回北但行政事務組合議会（定例会）会議録（第2日）

平成29年2月14日（火）

開議 午前10時

会議に出席した議員（15名）

1番	香美町	橘	秀太郎	2番	香美町	谷口	眞治
3番	新温泉町	池田	宜広	4番	新温泉町	中井	次郎
5番	豊岡市	青山	憲司	6番	豊岡市	浅田	徹
7番	豊岡市	伊藤	仁	8番	豊岡市	上田	伴子
9番	香美町	森	利秋	11番	豊岡市	上田	倫久
12番	豊岡市	嶋崎	宏之	13番	豊岡市	椿野	仁司
14番	豊岡市	村岡	峰男	15番	豊岡市	升田	勝義
16番	豊岡市	広川	善徳				

会議に出席しなかった議員（1名）

10番 新温泉町 中井 勝

議事に関係した事務局職員

事務局長 瀧 下 貴 也  
書 記 有 田 亨  
書 記 平 澤 剛 太

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中 貝 宗 治
副管理者（香美町長）	浜 上 勇 人
副管理者（新温泉町長）	岡 本 英 樹
会計管理者（豊岡市会計管理者）	森 田 敏 幸
代 表 監 査 委 員	多 根 徹
事 務 局 長	谷 敏 明
総 務 課 長	河 本 嘉 一
施 設 整 備 課 長	澤 田 秀 夫
施 設 整 備 課 長 補 佐	榎 本 啓 一
監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 正 行

## 議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 議案（第1号議案～第3号議案）
  - 一括上程
  - 一般質問
- 第3 議案ごとに質疑・討論・表決

## 議事順序

1. 開 議
2. 諸般の報告
3. 議案（第1号議案～第3号議案）
  - 一括上程
  - 一般質問
    - 7番 伊 藤 仁 議員
    - 4番 中 井 次 郎 議員
    - 14番 村 岡 峰 男 議員
    - 8番 上 田 伴 子 議員
    - 2番 谷 口 眞 治 議員
4. 議案ごとに質疑、討論、表決
5. 閉会宣言
6. 議長あいさつ
7. 管理者あいさつ

開議 午前10時00分

○議長（広川善徳） おはようございます。

ただいまの出席議員数は15名であります。よって、会議は成立いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1 諸般の報告

○議長（広川善徳） 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に欠席届のありましたのは、中井勝副議長であります。

次に、本日の議事運営について、議会運営委員長の報告を求めます。

14番村岡峰男議員。

○議会運営委員会委員長（村岡峰男） おはようございます。本日の議事運営についてご報告いたします。

本日は、この後、当局提出議案を上程し、組合の一般事務に関する質問をあらかじめ質問通告のありました議員から行います。質問通告のありました議員は5名で、お手元に配付しております議事順序に記載した順序で行いますが、発言内容は、通告された趣旨を逸脱しないよう、また極力重複を避け、簡潔に行っていただくとともに、当局答弁におかれましても質問の趣旨を的確に把握されて、適切・簡明になされるよう要望しておきます。

質問終局の後、議案の質疑、討論、表決を行い、今期定例会を閉会することといたしております。

以上、本日の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。

○議長（広川善徳） 以上、報告のとおり、ご了承願います。

日程第2 第1号議案～第3号議案（北但行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例制定について外2件）

○議長（広川善徳） 日程第2、第1号議案ないし第3号議案、北但行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例制定について外2件を一括議題といたします。

これより会議規則第61条の規定に基づく組合の一般事務に関する質問を許可いたします。

発言は、通告順に基づき、順次議長より指名いたしますので、質問席にて質問をお願いいたします。

まず最初に、7番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 7番の伊藤仁です。どうぞよろしくお願いをいたします。

先週、連休前、10日より大変な大雪となりまして、観光地を抱える但馬地方にとりましては、交通網が寸断されるという大変な影響を受けております。私個人も10日は小豆島のほうに会派視察に行かせていただいております。帰りの際、特急が出てないということで、ディーゼルを乗り継いで、和田山まで何とか帰ってまいりましたけれども、家に帰るのを諦めて、和田山でもう1泊をしたと。翌日、朝、JRが動いてない。タクシーをチャーターして帰ってきたというようなさんざんな視察になっております。大変疲れた、記憶に残る視察でございました。

それでは、通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

クリーンパーク北但も運営して半年が経過をいたしました。この間、年末の繁忙期にも計画収集に影響を及ぼすことなく、スムーズな受け入れができたということに一安心しております。

その一方で、炉停止が繰り返されていることはとても残念な事態です。水銀による停止も4回と聞いておりますが、これだけ繰り返されますと、これまでも各市町のごみ処理場でも同じことが起きていたことが容易に想像できます。しかしながら、炉停止を行ったということを知ったことがありません。

クリーンパーク北但では、水銀規制値を設置した経緯についてお答えください。

このことを受け、豊岡市では、水銀の回収について、2月1日より市役所や各地区公民館に回収ボックスを設置して無料で回収し、処分されています。今後、同じようなことが起こらないように期待をしておりますけれども、水銀の体温計1本で炉停止をしなければならないのか、運営事業者からの提案である自主規制値の緩和についての考えはないのか、お答えください。

これまでに7回の炉停止を行ったと聞いておりますが、炉停止をすることによるリスクが何もないのかもお答えください。

次に、環境学習についてお尋ねをいたします。

この施設を利用した環境学習も大きな目的であったと認識をしております。まだ半年しか経過していませんが、受け入れ状況はいかがでしょう、お答えください。

今議会に職員体制の見直しを提案されておられます。条例で5人、現状では2人の削減案となっております。職員体制を6人とし、環境学習の受け入れに影響が出ないのかとも思いますし、稼働させたばかりで、これから環境学習に力を入れていかなければならない時期に、このタイミングで職員を削減することは、設置計画や意義に反するのではないかと考えますが、いかがでしょうか。今後どのような体制で行っていくのかもお答えください。

次に、洗車場についてお尋ねをいたします。

昨年4月に試験運転として、ごみの全量受け入れをしたものの、洗車場の整備がされておらず、搬入業者は大変困っており、混乱もあったとお聞きをしています。完成した洗車場では、使用されている水は再利用水で、塩分を含んでおります。理解の上、使用くださいと明記されています。搬入業者や利用者は、においを落とすことはもとより、生ごみの塩分を落として高額な車両を長もちさせたいというのが本音だと思います。しかしながら、洗車する水自体に塩分が含まれているとなりますと、さびも早まり、車両に与えるダメージも大きいと考えます。洗車水の塩分濃度はどのぐらいなのか、水道水にかえるべきだと考えますが、お答えください。

最後に、施設利用について、利用者や従業員から意見や要望等は寄せられていないのか。半年が経過をし、何か改善されたことがあればお答えください。

以上、1回目とします。

○議長（広川善徳） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、炉停止に伴うリスクについてお答えをいたします。

4回水銀濃度の上昇の緊急停止を行っておりますけれども、いずれの場合も2日半程度で通常運転に戻っております。ごみピットの最大貯留量も14日分ありますので、炉停止によってごみがあふれるというような意味での住民への迷惑というのは出る心配はないと、このように考えております。

ただ、炉停止に伴いまして、焼却炉を立ち上げ、立ち下げをいたしますので、この間に助燃剤が余分に要ることになります。また、水銀濃度の上昇を防ぐために活性炭を入れますので、その分のコストが上がることになります。また、ダイオキシンは立ち上げ、立ち下げ時のある一定の温度帯を通過するときに発生をいたしますので、この炉停止に伴ってダイオキシンが発生をする。その分だけ連続運転の場合に比べて発生量が多くなるということがございます。

ただ、いずれも量的には心配するようなものではございませんし、基本的にはその多くを吸着をするということでございますので、環境への影響はないものと考えているところです。

ちなみに、これら、今、助燃剤でありますとか活性炭の話をいたしましたけれども、そのコスト増は運営事業者の負担ということになっておりますので、この意味でも言うなれば住民側の負担増にはつながらない、このように考えているところです。

その他につきましては、それぞれからお答えをさせていただきます。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） それでは、私のほうから、水銀の規制値と議員おっしゃってましたけども、自主保証値という言葉で私ども使っておりますので、その設置した経緯について答弁をさせていただきます。

まず、排ガス中の水銀濃度につきましては、今現在、法規制値はございません。入札時におきまして、組合が事業者のほうに要求しますサービスの水準を示した要求水準書に水銀に関する基準値は当初は求めておりませんでした。

しかしながら、水銀による地球規模での環境汚染が問題化され、大気中への排出規制が行われる水俣条約制定の動きがあることから、事業者であるタクマグループは、国際的な規制強化に先駆け、将来、水銀にかかわる法規制値が定められた場合でも、施設が対応できるように水銀の自主保証値を設定した提案書を入札時に組合に提出されまして、それを組合が了承したものでございます。

次に、水銀規制値の緩和についてということでお尋ねをいただきました。

クリーンパーク北但の運営に当たっては、地域住民の健康と快適な生活環境の保全に資することを目的とする運営協定を森本区及び坊岡区と結んでおります。その運営協定の中に、施設稼働に伴い発生する排ガス等が自主保証値を超えると予測される場合または超える場合は、施設の稼働を速やかに停止し、その旨を地元区へ報告することを約束しております。

自主保証値は、事業者みずからが申し出た数値でありますし、また、これを緩和することは環境負荷を増すことになるために、自主保証値の緩和については考えておりません。

なお、水銀の1時間平均値で自主保証値を出しているわけですが、その測定方法につきましては、現在、1時間移動平均値というもので算定をしております。今後におきましては、平成22年10月18日付ですけれども、環境省の水・大気環境局長通知の連続測定における測定結果の取り扱いの

明確化というものを出示されておりまして、それに基づいて1時間平均値を算出して管理をしていきたいというふうに考えております。

次に、環境学習についての状況についてお尋ねをいただきました。

28年度につきましては、環境学習イベントを3回開催いたしました。昨年の8月21日の日曜日には、竣工記念見学会として121の方が参加され、施設内見学コースと周辺設備見学、自然観察コースの2つのコースを楽しまれました。

そのほか、11月13日の日曜日にはどんぐりクラフトを、12月11日の日曜日には親子そば打ち・餅つき体験を実施し、それぞれ30人の定員に対してどんぐりクラフトは12人、親子そば打ち・餅つき体験は23の方が参加をされました。どのイベントも参加者からは好評で、今後のイベントにも参加したいとのご感想をいただいております。

また、クリーンパーク北但では、昨年9月から団体や各種学校の見学を受け入れておりまして、本年1月末までに53団体、1,336の方が見えられました。ごみの受け入れや資源ごみの選別作業を見学することを通じて、皆さんには資源と環境の大切さを学んでいただいております。

その環境学習等の実施について、職員削減が見込まれる中で、今後、どのような体制で行うのかというお尋ねをいただきました。

29年度の体制につきましては、質問にありましたように、2名減員ということで今議会に提案させていただきますけれども、来年度には採用予定の環境学習に係る嘱託職員と既にご協力をいただいているサポートメンバーを中心として、各種イベントを実施するよう計画いたしております。

また、地域から手を挙げていただき、既に登録をいただいている方、また、今後募集する有償ボランティアの方々にお手伝いをいただきながら、社会科見学の対応や、年間6回を予定をしておりますけれども、さまざまなイベントを実施してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（広川善徳） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私のほうからは、洗車場の洗車水について、塩分濃度はどのようになっているのかという問いがありましたので、お答えさせていただきます。

昨年の12月27日に採取しました再利用水の水質検査を行っており、その結果、塩化物イオンの濃度は1リッター当たり360ミリグラムでした。

施設で使用する再利用水の水質は、国土交通省作成の下水道処理水の再利用水水質基準等マニュアルに基づいて管理を行っております。このマニュアルには、再利用水の水質基準としまして、大腸菌、濁度、水素イオン濃度、外観、色度、臭気が設けられていますが、塩分濃度については基準が定められていません。塩化物イオン濃度については、参考値として測定したものであります。

なお、昨年12月27日に採取しました再利用水の水質検査結果は、マニュアルに記載された全ての項目におきまして基準を満たしております。

次に、洗車水を水道水にできないかというご質問なんですけれども、施設で使用した水を河川に放流しないクローズドシステムとしており、また、有効な熱利用を行うため、炉内噴霧しないことと

しており、水はできる限り再利用することとしています。そのため、洗車に使用する水は、プラント機器の冷却及びボイラーからのブローで発生した水を処理した再利用水としています。

施設で使用する水は、給油室、風呂などの生活用水としての水道水、プラント機器冷却水、ボイラーの給水などとして使用する井水、プラットホームの洗浄水、洗車用水、薬剤の希釈剤として使用する再利用水があります。井水及び水道水を洗車用水として使用した場合には、施設で使った水を河川に放流しないクローズドシステムが成り立つかどうか、また、洗車で使用した水をどこで再利用するかなどの検討が必要となってきます。以上です。

○議長（広川善徳） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 一般の利用者の方がごみを搬入された際のご意見を紹介させていただきます。

ごみの計量、また料金の支払いの際に、なぜ車から下車しなければならないのかといった内容が一番多くございました。そのほかでは、プラットホームにおけるおいがきついでありますとか、場内が広くて動線がわかりづらい、それから、受け入れ担当者、搬入検査員の説明が統一されていないのではないかといったご意見をいただいたことがございました。

こういったご意見に対しまして、改善されたことのお尋ねをいただきました。

下車に関しましては、その都度、計量の係において計量カードや料金の安全な受け渡しのための下車であることを説明をいたしております。

また、においへの対策に関しましては、夜間にごみを攪拌すること、それから汚泥搬入後には速やかに上からごみをかぶせること、それからプラットホーム扉の開口時間の短縮、においをサンプリング解析し、消臭効果の高い消臭剤に変更すること、散布場所を汚泥投入箇所为重点的に実施すること、プラットホームの床面の洗浄の回数をふやすことを行っております。

それから、動線がわかりづらいといったご意見に関しましては、施設の名称でありますとか、直線、カーブ、矢印などの施設の案内標示の追加設置をしておりますし、計量係のほうで施設の配置図をお示しし、施設の案内を行っているところでございます。

また、職員同士の基準の統一、目合わせに関しましては、各市町で作成されました搬入物の手引、ハンドブック、それからごみ辞典、運営事業者であるほくたんハイトラストで作成されました処理手順で基準の統一を図っております。

8月から半年経過をいたしまして、このような意見は現在は少なくなっているという状況でございます。以上でございます。

○議長（広川善徳） 7番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 あと少し再質問をさせていただきます。

まず、1項目の水銀の自主規制についてです。

設置した経緯につきましては、こちらは当初求めていなかったけれども、事業者の自主保証値を、事業者側からの提示だというお話を伺いました。水銀についてはまだ法規制が定められていない中で、運営事業者が自主保証値を設置されたと。されたんですけれども、その数値の妥当性というのはどのようにお考えでしょうか。



○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 50マイクログラムということの自主保証値を設定されたわけですけども、今後、水俣条約において定められる基準というのが、はかり方自体が若干違いますけども、それと回数とかというのは違いますけども、その基準値自体が既成の焼却炉であれば50という数字が今示されておりますので、ほぼこれと同じ値、数字的には同じ値ということでございますので、妥当な数字だったのではないかなというふうに思っております。

○議長（広川善徳） 7番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 私も50がどれぐらいの数値なのかということはさっぱりわかってないんです。自主保証値ということで示された。それを何をもって50マイクログラムとされたのかというのが業者側から何か聞かれていることがあったら、簡単に、私らでも理解できることがあったらご説明いただきたいですけど。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今、私、先ほど答弁させていただきましたように、水俣条約の中で数値として示されている数字、以前からこれは示されておりますけども、50という数字がありましたので、それに準じられたのだというふうにお聞きをしております。

○議長（広川善徳） 7番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 どの数値も今回自主保証値、大変厳しい保証値、数値を出されておられます。平成30年4月から水銀にかかわる測定をしなければならないというふうにも聞きますけれども、測定をしないということになるのか、国は基準値を示して測定をしないということになるのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） これはまだ、大気汚染防止法の改正ということを既にやられてますけども、その施行がこの水俣条約の発効されてから改正をするということになっておりまして、この水俣条約自体の国の状況が、50カ国以上批准をした段階の90日後に発効するというようになっておりますので、1月19日現在で36カ国だというふうに思いますけども、それが50カ国になった段階でされるということでございます。

測定回数につきましては、私どもの施設規模であれば、6カ月を超えない範囲内でやりなさいということになっておりますので、年2回、水銀の測定が必要になってくるというようなこととなります。

○議長（広川善徳） 7番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 自主保証値で厳しい数値を提示されているわけですけども、本当に水銀の体温計1本で50を超えちゃうんですね。そういうことで今回も4回もとまっているということなんです。国の基準なりが示されて、もしも1本でも大丈夫だよという、国のもしも、どういった数値を今後示されるかもわかりませんが、人体に悪影響があるような数字を出してくるわけがないですし、かといって厳しい数字ばかりを守っていけばいいというものでもなかろうかと思えますし、

その辺は、一度国が30年なり水銀測定をして基準を出されることになろうかと思しますのでね、その際には再度一度検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 先ほど規制値の緩和ということでお尋ねがあったときに答弁をさせていただきましたけども、これは地元と協定を結ぶ中で、自主保証値を尊重していくという形での締結をいたしておりますので、当面、地元の方々がそういうふうに寛大な心でそういうことを認めていただけるかどうかというのは大変疑問に思うところがございますので、今のところ、私どものほうで数値を緩くするというような考えはございません。

○議長（広川善徳） 7番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 いずれにしましても、出すほうも気をつけていただかなければならないですし、そういう啓発もしなくてはならないですし、こちらのほうとしても、たびたびストップするような焼却炉では困るわけですし、その辺をもってこういう発言をしておるので、その辺を受け取っていただきたいというふうに思います。

炉停止することによるリスクはないよと、心配ないよということで伺いました。そうであるなら、よくとまることもやむなしかなというふうに思っております。

次、2番の環境学習に行きたいというふうに思っております。

イベント等を3回行ったということでして、来年は6回行いたいよというようなお話を聞かせていただきました。この施設にも53団体、1,336人の方が見学に訪れられておられますが、これは主に焼却であったりリサイクルの施設の見学であったりということで、ごみ施設の見学でありまして、自然環境を活用しての環境学習がまだ進んでいないように思うわけですが、その点はいかがでしょう。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 周りの山々を利用した部分での学習、見学というものの実数を、どれだけ入られてたかというのが、実は、そこは開放をしておりますので、その部分の数字というのは把握をいたしておりませんが、ここの53団体、1,336人という方については、一般的なこの施設の概要であるとかいうビデオを見ていただいて、見学者コースに沿って施設を見学していただくというふうな一般的な見学をしていただいているというふうなことでございます。

○議長（広川善徳） 7番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 昨年、イベントを3回された。そのどんぐりクラフトもことしが最終年度だというふうにお聞きしますし、この事業はこの施設の8ヘクタールだけじゃなしに、36ヘクタールの土地を購入したわけですね。それならそれなりの全体を利用した環境学習のプログラムをちゃんとつくっていただいて、把握をしてないという今ご返答でしたけれども、そういうプランもつくって活用していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今、把握をしてないというのは、周辺、山々に入られて、自然観察等をされ

た人数を把握していないというだけでありまして、プランをという話でございます。今、どんぐりプロジェクトの植栽というものは3年間で植栽をやりましたので、竹野の3小学校の児童の皆さんにご協力いただいて、植栽をやっておりましたけども、この事業について、本年度で終えるというようにございまして、今後、29年度におきましては6つのイベントというようなことを、内容については具体的にはまだ決まっておられませんけども、やっていきたいというふうに思っております。

36ヘクタールについての里山再生であったりとかという部分について、今後どのような形でやっていくかということも含めて、現在計画を検討しているというようなことでございます。

○議長（広川善徳） 7番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 ぜひ示していただきたいなというふうに思っております。

この施設見学につきましても、応募を待つだけではなくて、小学校なんかの環境教育で必修の授業として取り入れてもらうような活動とか働きかけをしてほしいなと思うわけですけど、その点はいかがでしょう。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 4年生の段階で社会見学として、多分、こういうごみ処理施設、どの小学校でも社会見学場所として選定をされてやってこられますので、29年度においては、1市2町内の小学校の皆さんについてはこちらのほうにお越しになるのではないかなというふうに思っております。

また、イベント等につきましてもそれぞれ、今回、28年度については、3小学校のほうになりまんですけども、そういうチラシ等を配布して参加を呼びかけたということもやっておりました。

○議長（広川善徳） 7番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 ぜひ小学校の環境学習の場として、今、4年生と言われましたので、4年生になれば全小学校、1市2町の小学校の4年生は必ずここに訪れるんだというような義務づけぐらいに、それぐらいの施設になっていただきたいというふうに思いますし、一度関係者との協議を進めていただきたいというふうに思っております。

次に、今後、どのような体制で行っていくのかというお尋ねをさせていただきました。今回、職員は減らすけれども、嘱託職員等で補助して、環境学習担当に当てるんだと、当たっていただくんだというお話がございました。その職員というのは、何か公募があったときだけ来ていただく職員だという理解でよろしいのでしょうか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 嘱託職員については常勤の職員を考えております。

○議長（広川善徳） 7番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 今回、削減案、条例が提出されておりますので、一段落ついて、職員も余ってきたから条例改正に入ったのかなというふうに思っておりました。先ほども言いましたように、いろんな事業、イベントをたくさんしよう、ここに人に来ていただくこととなりますと、どうしてもスタッフは必要となりますが、削減に向けて動いているということをお聞きすると、どうして環境学習等、受け

入れ体制をどのようにやられるのかなということで今回の質問となっております。その点のフォローがちゃんとしてあるよということでしたらそれでよろしいですし、そのように受け取らせていただいてよろしいでしょうか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） もちろん環境学習ということを推し進める拠点の施設だということは間違いない施設ですけども、それともう一つ、特に地元からお話をよくいただいていることなんですけども、従来型でゴミ処理施設というのはやっぱりどちらかといえば迷惑施設という捉え方をされるので、ここがにぎわいになるような施設づくりをしてほしいということで、私どものほうは、嘱託職員を中心として、その方をサポートしていく人、あるいは有償ボランティアというふうに言えますけども、そういう人たちがたくさんこの施設に来ていただいて、そういうイベント、あるいは整備を手伝っていただくということを通じてにぎわいを持たせたいという考え方で、そちらのほうにも予算を計上して、計画をしているというふうなことでございます。

○議長（広川善徳） 7番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 よろしくお願ひ申し上げます。

次は、3番、移ります。洗車場についてです。

洗車水の塩分濃度はどの程度ありますかということをお尋ねをいたしました。答弁はいただいたんですけど、私がちょっと聞き漏らしたのか、全く塩分の話が出てこなかったように思いました。塩分の基準はなくて、結果が出てないから、塩分濃度についてはどの程度入っているかわからないよといったのが答弁だったんですか。

○議長（広川善徳） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 塩分濃度につきましては、塩化物イオンの濃度で表示をさせてもらってます。先ほど再利用水の塩化物イオンについては1リッター当たり360ミリグラムとご説明させていただきました。水道水の塩化物イオンの基準が200ミリグラム以下となっております。1リッター当たり塩化物イオン濃度は200ミリグラム以下ということが定められており、約その倍程度ということです。

それで、じゃあ洗車水には幾らまでが限度かということをいろいろ調べたわけなんですけども、なかなかはっきりと明記したものがございませんでした。ちなみに、海水がありますね。海水の塩化物イオン濃度は1リッター当たり1万9,900ミリグラム。約56分の1になりますので、2%弱の塩化物イオンの量と。再利用水の。ちょっとなかなか比較するものがわかりにくいので、ちょっとご理解願ひにくいと思うんですけども、水道水の基準より倍程度の量の塩化物イオンの濃度ということでございます。

○議長（広川善徳） 7番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 最近、路面が凍結するということで、塩カルがまかれていますよね。それも数回。1年間にしたらわずかですよ。回数にね。それでも車というのは数年たつとフェンダーあたり、足回りあたりがさびてくるということ、そういうことになっていると思うんですよね。洗車水の中に塩分が

含んでいる水で毎日洗車するわけですよ。一、二度。年間何日稼働しているのか知りませんが、300回、600回と塩分の含んだ水で洗車するわけですよ。やっぱりこういうことになると、車に与えるダメージというのは、車が安けりゃいいですよ。特殊車両ですよ。高いですよ。そういう車に対してさびを早めるような水をずっと、それで洗車をするということが果たして、私はいいことだとは思いませんし、こちらはこちらの都合があるでしょうけども、そういった改善できることは改善してほしいということをおもうわけですが、いかがでしょう。

○議長（広川善徳） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 先ほど鉄の話が出たわけなんですけども、鉄というのは、空気と触れることによって表面が酸化します。その酸化することによって、不動態被膜とって、鉄自身が外部からの化学反応を守ろうとします。その不動態被膜というものは、塩化物イオンによって分解されて、分解されることによって、空気と水があれば鉄というのは酸化してさびてくるわけです。ただ、塩化物イオンというのは被膜を破壊するだけでありまして、あと水と空気さえあれば鉄というのはさびてきます。その中で、ちょっと調べたんですけども、高知工科大学というところで鉄の酸化速度を調べる実験をしておりました。その中で、塩化物イオンがゼロからスタートして、ゼロから1,000ミリグラム、1リッター当たり1,000ミリグラムの範囲の中ではさほど進行が進まないと、1,000ミリを超えた場合に急速に酸化するというような結果が出ておりました。今回、360ミリグラム当たりの塩化物イオンが含まれていますので、さほど腐食に対して大きく助長するというような現象にはなっていないというふうに思っております。以上です。

○議長（広川善徳） 7番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 その数値はちょっとわかりませんが、塩分を落としたいために洗車をしているんだと僕は思っているんですよ。生ごみとか、いろんな塩分が車に付着している。荷物を積む所というのは薄いんですよ。鉄板的にね。どの鉄のことを言われているのかわかりませんが、そういった一番ダメージが来たらいけないところだから毎日洗車をしたいんですよ。それを塩分を含んだ水で洗車を毎日しているということが決して、数値のことは私はわかりませんよ。それが何年後にあなたが言っていることが出てくるのか、そういうことは私は知りませんが、でも影響はあっておかしくないですよ。そういうこともありますので、改善できるのであれば改善していただきたいし、改善する方向で協議をしていただきたい。いかがですか。

○議長（広川善徳） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 今、再利用水は、1日当たり大体34トン再利用水を使っております。そのうち再利用水の補給水としまして、井戸水を8トン程度補給しております。34トンのうち約8トン程度井戸水を補給して使っておりますので、先ほども言いましたけども、クローズドシステムとして、外に水は出さないという計画にしておりますので、補給水である井戸水をふやすことによって塩分濃度は当然下がってきますので、どの程度まで下がるかはちょっとわからないんですけども、そういった補給水をふやすことによって塩分濃度を下げようという検討はさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（広川善徳） 7番伊藤仁議員。

○伊藤 仁議員 これですべて終わりますけれども、そういうリスクがあるんだから、リスク回避に向けた検討をお願いをしておきます。

4番に行きます。利用者や従業員からの意見、要望はないんですかという問いかけをさせていただきました。先ほど答弁いただいたとおり、試験運転当初ですかね、汚泥のにおいが蔓延して、においが大変きつかったという話を聞いておりましたけれども、最近はそういうことを感じなくなったというふうに改善点も聞いております。

ただ、今、洗車の話につきましても、こちらの何か資料には全然載ってないんですけども、市の認可業者ですか、集めたりする説明会等ではそういった意見は出ているはずなんですけどね、そういうふうにも伺ってますし、いろいろな意見にちゃんと耳を傾けていただいて、よりよい施設となりますことをお願いしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（広川善徳） 以上で伊藤仁議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は10時50分。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時51分

○議長（広川善徳） 会議を再開いたします。

次は、4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 それでは、一般質問をさせていただきます。

最初に私からお尋ねするのは、住民への情報提供についてであります。

1月21日付の新聞は、昨年8月に稼働したクリーンパーク北但において排ガス中の水銀濃度が上昇したため、焼却炉を停止するトラブルが4回相次いだと報道しています。

他方、2017年1月発行の「ほくとん便り」ナンバー23号では「水銀を含むごみの分別にご協力を」を掲載し、体温計や血圧計を誤って燃焼すると焼却炉を停止しなければならない事態となりますと、水銀を含むごみは適正に分別してくださいと書いておられるわけでありまして、ここには焼却炉がとまっていると、そういうことについては一切書かれていないわけでありまして。

この新聞報道と「ほくとん便り」との報道の違いはなぜ起こったのか、その点についてまずお答えください。

次に、無料収集についてお尋ねいたします。

同じく新聞報道によりますと、豊岡市は不要な水銀、体温計など、2月1日から3月末まで市役所や各振興局、各公民館で集めると、取り組みを行うと報道しているところでありまして。大変よい取り組みだと考えるところでありまして。

そういった点で、資料をいただきましたけれども、香美町、新温泉町でもチラシをつくっておきまして、住民に周知するとともに、拠点施設で収集を行うと、そういうことになっておるわけでありまして。

そういった中で、香美町では拠点収集は当面はしないということではありますが、その理由は何で

しょうか。1市2町が一斉にやはりするほうが住民的にはインパクトがあるのではないかと、こう考えるとあります。その点についてお答えをいただきたいと思います。

それから、3番目として、水俣条約の問題でございますけども、先ほど前任者が質問をされましたけども、もう一度少しお答えをいただきたい点がございます。

自主規制値というのは0.05マイクログラムなんですけども、先ほど50という数字を言われたわけなんですけども、その違いが私もよくわからないので、それについてお答えをいただきたいと思います。

それから、4番目として、廃プラスチック製品を燃やすことによる焼却炉への影響についてお尋ねをいたします。特にそこでは、リサイクルマーク、ペットボトル、それからプラと、この表示がないものが今回燃えるごみとして、例えば風呂おけだとか、かたいプラスチックですね、こういうものが燃やすごみとして収集されておりますが、それが焼却炉に与える影響はどういうものなのか。ダイオキシンなり、それから耐火レンガを損傷させる可能性が強いのではないかと、こういったことを感じるわけであります。

次に、ごみの減量化についてお尋ねをいたします。

数値はいただいた議会運営委員会の資料の中で一つは出ておりますけども、それによりますと、豊岡市が101.01%、それから香美町は89.70%、新温泉町は82.77%と、年間でこれは全て一般廃棄物処理計画に基づく年間換算値ということで出ているわけであります。そしてこの北但全体では96.86%ということでありまして、この評価、どうお考えになっておられるのか。そして、具体的にやっぱりごみの減量化を図っていくということがこの北但の目的でもあるわけでありまして、その点についてはどのような取り組みをこれまでしてきたのか、その点についてお尋ねいたします。

以上、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（広川善徳） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、水俣条約と水銀の関係についてお答えをいたします。

水銀に関する水俣条約が発効いたしますと、これは50カ国以上が条約に批准してから90日後に発効になるということになっておるんですけども、これが発効いたしますと、大気汚染防止法の一部を改正する法律が施行になります。この法律に基づきます廃棄物焼却施設における水銀の排出基準は新規の施設で30マイクログラム／ノルマル立米、ややこしい単位でありますけど、30という数字になります。既に法律が施行される日以前に、それ以前にできている既存の施設につきましては、50マイクログラム／ノルマル立米ということになります。この50という数字は、現在のこの施設の自主保証値と同じ数字ということになります。

ただ、現在のこの施設の水銀濃度というのは常時測定をいたしておりますけれども、法律によって求められるのは常時ではありませんで、1時間当たりの排ガス量が4万ノルマル立米以上の場合には、4カ月を超えない作業時期ごとに1回以上、つまり4カ月以内に1回測定をすればいいと、それから、4万ノルマル立米未満の場合には、6カ月を超えない、つまり6カ月以内に1回測定をすればいいということになります。そのときの測定値が先ほど言いましたように30とか50を超える

のか超えないのかということで対応が分かれることとなります。

仮に基準値を超えた場合でありますけれども、たまたま3カ月とか6カ月とか4カ月の中で1回やったときに超えた場合のことでもありますけれども、その超え方が排出基準値の1.5倍、当施設の場合では75という数字になりますけれども、それ以上のときには30日以内に3回以上、さらに測定をすると、それから、排出基準の1.5倍未満の場合には、60日以内に3回以上の再測定をするということになります。この測定値につきましては、初回値を含め、最大値、最小値を除く平均値で評価を行いまして、再測定後の評価で排出基準値を上回る場合には、関係自治体に連絡を行い、原因究明と再発防止の措置を講じる。つまり再発防止のための手当てを当施設の側でしなければいけない事態となる。こういったことになっているところです。

その他につきましては、担当のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） それでは、私のほうからは、住民への情報提供についてお尋ねをいただきました。

組合では、年間3回から4回広報紙を発行をいたしております。平成28年度においては4回発行を予定しております。発行のタイミングが限られていること、また、紙面の都合により必要な内容を全て網羅することは苦慮するところでございます。地域住民の皆さんに見ていただき、また読んでいただくというふうなことで、お伝えする必要がある重要な内容を精査した上で作成しておりますので、新聞報道と表現が違うことにつきまして、ご理解賜りたいというふうに思います。

拠点回収の無料収集についてお尋ねをいただきました。

チラシ等、議員、資料要求されましたのでお渡ししておりますけれども、豊岡市が2月1日から開始され、新温泉町も同じ、2月10日から開始されたというふうに私どもも伺っております。また、香美町では、拠点回収は当面実施される予定はないと伺っておりますけれども、チラシの全戸配布、ホームページへの掲載等により、今月より住民に対して啓発をさせていただいているところでございます。

次に、蛍光管や乾電池、体温計、血圧計等の水銀含有廃棄物の各市町における収集方法についてですけれども、豊岡市では、燃やさないごみの日に指定袋には入れず、透明な袋に入れて出すこととなっています。香美町では、蛍光管は燃やさないごみの指定袋に入れ、蛍光管の収集日に、乾電池、体温計、温度計等は中身の見える任意の袋に入れ、乾電池類の収集日に出すこととなっています。新温泉町では、ペット、ガラス、金属の日に出します。その際、蛍光管は蛍光管類のコンテナに入れ、乾電池、体温計、温度計等は電池・刃物・工具類のかごに入れることとなっております。分別区分、収集形態が各市町によって異なるため、住民から私ども組合へのお問い合わせに対しては、若干苦慮するところがございますけれども、収集運搬につきましては各市町の所掌でありまして、組合としましては、適切に分類されて搬入されるのであれば、これら进行处理することに対して特に問題はございません。

私からは以上でございます。



○議長（広川善徳） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 私のほうからは、プラスチック製品を燃やすことによる炉への影響がないかということについてお答えさせていただきます。

施設の設計は、設計、建設及び運營業務に関して、組合が要求するサービスの水準を示した要求水準書に規定されている事項を満たすことが条件となっております。家庭から出ましたおもちゃ、バケツ、ハンガーなどのプラスチック製品の焼却については、要求水準書の中で燃やすごみとしての区分としています。

焼却炉の耐火れんがなどの耐火物の選定及び熱分散を行うための炉の大きさは、プラスチック製品の焼却を前提に設計していますので、プラスチック製品を焼却しても耐火れんがや焼却炉本体への影響はありません。

また、20年間の運營業務委託の中には設備の補修、更新が含まれていますが、契約期間終了後10年間についても補修、更新に必要な費用が委託期間の年額と同程度となるような提案を入札時にタクマグループのほうからいただいておりますので、少なくとも30年間は同程度の維持補修費で安定稼働ができるような施設となっております。以上です。

○議長（広川善徳） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 私のほうからは、ごみの減量化につきましてお答えさせていただきます。

まず、減量化の評価についてでございますが、議員がお示しになりましたごみの受け入れ状況、議運の資料1にありますとおり、12月までの数字に基づいて年間換算をいたしますと、豊岡市で一般計画に比較しまして101.01%、それから香美町で89.7%、新温泉町で82.77%、それから北但全体では96.86%になっております。市町の排出抑制、資源化の施策によりまして、循環型社会の実現に向けて、96.86%の数字でございますので、進んでいると考えております。

それから、2つ目に、豊岡市、香美町、新温泉町における減量化の取り組みについてお尋ねをいただきました。

北但行政事務組合の所掌は、ごみの中間処理をすることでございます。ごみの減量化の責務はそれぞれの構成市町が負っているものでございますので、具体的な取り組みにつきましては、各市町のほうでお尋ねいただければと存じます。

なお、組合のほうで実施いたしております減量化の取り組みをご紹介させていただきますと、施設の見学者への対応、それから環境学習の中での3R、リデュース、リユース、リサイクル、こういった啓発活動を現在も行っているところでございます。以上でございます。

○議長（広川善徳） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 ありがとうございます。

それでは、個々にもう少し聞かせていただきます。

事務局長のほうからは、「ほくたん便り」について、出す時期だとか、回数だとか、そういうことについて大変制限があるというお話でしたけども、1月発行となれば、それまでに水銀なりで水銀値が上がったことによる炉の停止ということが実態としてあるわけで、各新聞では、2つの新聞

がその内容について書いてあるわけですが、もう一方の地元の新聞では、炉の停止が8月に3回、9月、10月に各1回、11月に2回の計7回、12月に入っても1回運転を停止したと、こういう書き方があるわけで、書いておられるわけで、こういったことについて、やはりきちっと報道されることが必要ではないかと思うわけです。その点はどう思われますか。谷事務局長は、時期とか、それから回数だとか、そういったことでなかなか書くようなスペースがなかったとか、時間的なものだとか言われましたけど、そうじゃないと私は思うんです。そこら辺のところを住民の側がやっぱり混乱を起こさないように、要は報道内容と違うわけで、ここにも書いてますけども、体温計や血圧計を誤って燃焼すると焼却炉を停止しなければならない事態となりますと。自主保証値であるけども、もう既にそういう状態になっておるわけですから、その点についてきっちり書いて、北但の全体に、住民の方にぜひ協力してほしいという書き方が本来のあり方じゃないかと思うんですけども、その点はどのように思われますか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、この分別収集についての業務、先ほど業務ありましたけども、これにつきましては、各構成市町の役割というふうなことになりますので、私どもの広報だけでなく、各市町の広報においてもこの分別の徹底、危険物の搬入禁止等の投げかけは広報に掲載していただいております。

議員ご指摘のように、この部分ではPR効果が薄いのではないかというご指摘だろうと思えますけども、今後、こういう事態になった場合の広報については、それらも踏まえて広報の内容を精査していきたいというふうに思っております。

○議長（広川善徳） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 ぜひとも各構成市町のやっぱり出すチラシと歩調を合わせた内容をしっかり報道していただきたいと。そうせんと、住民に新たな混乱を生むような、北但は要は停止がこれからだというような話だし、しかしながら、構成町なり一般新聞は、もう既に何回も停止しているんだということも報道しているわけです。私は効果というよりも、水銀の、先ほどもありましたけども、体温計1本でそういう自主保証値を超えていくと、こういったことをやっぱり皆さんにしっかりと周知する必要があると思うから、そういうことを言っているわけでありまして。ぜひその点をよろしくお願ひしたいと思います。

それから、無料収集についてでありますけども、大変いい取り組みですし、ぜひしなければならぬ問題なんですけども、この2カ月間なりというような短期間でこういうことが本当に住民の中に周知徹底がされるのかどうなのかなど。その点についてはどのように思われておられますか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） これは構成市町の皆さん方が私どものこういう事象に対して協力いただいて、そういう率先してやっていただいたということでございますので、私どものほうの立場としては、その回収の実績等を踏まえて、今後も継続してやっていただけるものなのかどうかということを含めて、お願いをしていかなくちゃいけないというふうに思いますが、ただ、それぞれの市町の

ご事情もあると思いますので、それと今後、それをやられることによって、この施設でのそういう事象があるかどうかということについても見きわめつつ、お願いをするときにはお願いしていききたいというふうに思っております。

○議長（広川善徳） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 ここに中貝管理者、それからお二人の副管理者がおられるから、私はあえて、各構成市町だけでは、それぞれだけで分別をして、しっかりこういう形でやりますと、それだけのやっばりことについて、ぜひ、私は、2カ月だとか、そういうことじゃなしに、もう少し長期間にするなり、それから分別自体もやっぱり一体となって、同じ分別方法でやるとか、そういったことがこういったものについては必要ではないかと考えるから、そういう点を言うわけでありませう。その点はどうか。管理者のちょっと見解をお聞きしたいんですが。

○議長（広川善徳） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） まず、基本的に、水銀を使っている体温計、温度計、乾電池等は、個々の住民がみずからの責任において分別をして出すべきものということになります。今、議論していただいているもっと長い期間でというのは、それはそれで一つの考え方だと思いますけれども、しかし、長くやりますと、住民はなかなか逆に動かなくなる。つまり今でなくとも、3カ月後でも、5カ月後でもいいですということになると、逆に住民の皆さんの、特に出そうという意欲を逆に薄めてしまう可能性もございますので、そこはむしろ期間を決めて、この期間に集中的に、実際に炉を停止するような事態が起きているので、出されるほうはほんの不注意かもしれないけれども、言うなれば炉の側は迷惑を受けていると、そのことを住民の皆さんにお伝えをするという意味では、集中的にやるということのほうが有効なのではないかというふうに思います。この一定限られた期間内での実際の収集の状況を見た上で、さらに効果的な方法が何なのかということを考えていくということでもいいのではないかと、このように考えております。

○議長（広川善徳） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 ぜひ検討していただきたいと思っております。

この中で、特にボタン電池の扱いについて少しお尋ねいたします。

ボタン電池については、電気屋さんにも持っていても受け取れる機種と、受け取られない、いわゆる収集できないという機種があることはご存じでしょうか、ものが。その点、お尋ねいたします。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私どものほうでは承知いたしておりませう。

○議長（広川善徳） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 私自身もボタン電池をある電気屋さんにも持っていったところ、これは収集できませんということをおっしゃって、それは何ですかと言ったら、やっぱり収集できるのはいわゆる水銀が入っていないとか、そういうもので、この中身をきちっと検討してから尋ねてみますというような話でした。ほかの体温計なり、それから血圧計なんかと違って、ボタン電池はまた違ったこれは問題があるのかなというような話をしたわけだ。ボタン電池でも水銀の入っていないもの、それから入

っているもの、こういう区別によって分別が分かれるということでもあります。当局のほうがおわかりにならないということですから、それはそれで結構であります。

それから、次に、水俣条約の関係、中貝管理者からお答えをいただきました。そういう中で、環境省のいわゆる7次答申の中では、0.04マイクログラム、指針値としてこれが一つは出ているわけです。これとの関係なんかはどういう形になるんでしょうか。水俣条約では確かに先ほど言われた数値だということは知っているわけですが、現実にはこの指針値である0.04と、こういった数値になる可能性はないのかどうなのか。そうしますと、自主保証値との関係が実際には出てくるわけで、その点についてお答えをいただきたい。おわかりになれば。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今言われているのは、大気中の環境指針値ということで環境省が示されているということですし、今回の水俣条約という意味合いのところは、全世界的な話での水銀の総量規制を行うという目的の立場から規制値が加えられるということでございますので、これとその部分との、因果関係はあるのかもわかりませんが、もともと全然話としては違うことになります。

○議長（広川善徳） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 わかりました。

次に、4番の廃プラスチックの製品の燃焼についてお尋ねいたします。

先ほどちょっと私も聞き落としたかもわからんですけれども、要は炉が大きい、いわゆる容積が大きいのでという意味でしょうか。ちょっともう1回答えてください。どうしてプラとか、それからペットボトル、回収の、いわゆるリサイクルの関係はない、マークがついてないものについて、風呂おけだとか、いろいろとかたいあれがあるんですけども、そういうものを燃やせば従来から炉が、耐火レンガなりが傷むと、ダイオキシンも相当発生しますよと、これがずっと言われてきたわけで、そういったことが今回のこの炉ならば、焼却炉なら一つは問題がないと、起きないと、30年は一つは大丈夫だというような話もありましたけど、そのちょっと内容がわかりにくいので、教えていただけますか。

○議長（広川善徳） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 施設を設計するときに、既にこういったプラスチック類は燃やしますよという条件をつけて入札時に出しております。当然設計者のほうはそういったプラスチック類が燃やされることを念頭に入れて焼却炉の設計をしております。今回、こちらの焼却炉の燃焼温度は1,300度を設計値としております。それで、8月から約6カ月間運営しているわけなんですけども、炉の立ち下げとか立ち上げを除いた通常運転の炉内の焼却温度は大体920度です。そして最も一番高温になったのが949度という実績のほうをいただいております。ですから、設計値が1,300度で設計しておりますので、プラスチック類が入って焼却しても、炉には影響がないということでございます。

○議長（広川善徳） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 わかりました。

ダイオキシン類については特別問題がないということでしょうか。

○議長（広川善徳） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） ダイオキシン類につきましても、ずっと連続運転していますので、特にダイオキシン類が発生しますのは、300度の温度域になったときに焼却によってダイオキシン類が発生しやすくなります。しかし、ずっと920度ほどの高温で連続運転をしておりますので、たとえプラスチック類を焼却しても、ダイオキシン類の発生にはならないというふうに考えております。

○議長（広川善徳） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 わかりました。

では、次に、ごみの減量化についてお尋ねいたしますけれども、以前の議会の中で、そういう一つは新温泉町の分類、そしてあと豊岡、香美と、分類のことで議論がありまして、あくまで収集についてはそれぞれの構成町でやることですから、それについては余りここでは議論にはなりませんというお答えだったように思いますけれども、私は、やっぱりごみの減量化に取り組む以上は、1市2町が同じ分別なり、そういうことでやっぱり取り組む必要があるのではないかと。いわゆるごみの減量化については、その町その町でやってくださいという話では、今回のような例えば炉の停止の問題だとか、そういったことが多々これからもやっぱり起きてくるのではないかと。そういったことについてはどのようにお考えでしょうか。いろいろと炉の停止などを見て、私はやっぱり一つのきちっとした分別で向かうと、1市2町が、そういうことが改めて問われているんじゃないかなと思うわけですが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（広川善徳） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 私が申し上げるまでもなく、新温泉町の一廃計画におきましても排出抑制の方策が掲載されております。減量化に対する組織の整備ですとか、集団回収の推進とか、ほかの1市1町のほうにも同じようなことが掲載されてます。北但の一廃計画におきましても、関係市町は排出抑制、資源化施策に対する取り組みを実践し、組合は、連携して対応するというふうになっておりますので、北但の一廃計画のほうにもこういうふうに記載しておりますので、連携して対応するという事になるかと思えます。以上でございます。

○議長（広川善徳） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 香美町、それから豊岡市は9分別、それから新温泉は19分別と。やっぱりこういう分別の一つは数も大きな問題になってくるのではないかなと。より減量化を進めるためには、やはりそういった、今すぐにそういったことについて、必ずということではありませんけれども、そういった統一した形での分別なりそれなりをしていかなければ、なかなか減量化というのは進んでいかならないのではないかと。そして資源化もこれは問題になってくるわけで、この点についてお考えをいただくように申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（広川善徳） 以上で中井次郎議員に対する答弁は終わりました。

次は、14番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 14番、村岡です。休憩がなかったもので、いささかびっくりをしながらここに立って

ます。

通告に基づいて、早速質問に入ります。

市長の管理者挨拶を聞きました。読ませていただきました。その中で、12月20日に水銀に関して、超えるおそれがあったため焼却を停止しています。これまでから申し上げてまいりましたとおり、地元地区との約束を遵守するためのものであり、安心・安全な運転管理をするための一時的な停止であります。地域住民の健康もしくは住民生活に影響を及ぼすようなものではございませんと述べています。

住民の健康に影響が生じてならないことは当然です。

4月の運転以来、4回の水銀による停止があります。住民への約束に基づくものであり、また、事業者の自主的な数値であるから、何ら問題はないとのことですが、少なくとも自然界に、あるいは大気中に、たとえ微量であってもないことが求められる物質であると思います。住民の暮らしと健康に何ら問題はないと言い切れるのか。心配はないと言い切れるのか。用地選定と施設建設による住民の大きな反対の理由が大気汚染の心配であったとお聞きをしています。運転開始後こそ、住民の心配と反対署名や運動に参加された住民に寄り添ったごみ処理でなければならないと考えています。

質問に当たり、資料をいただきました。質問の第1は、自主設定値を超えそうになったので運転を停止した後の問題です。

停止とは、立ち下げ開始を指すのか、確認をしておきます。

焼却炉内には停止をしても焼却すべきごみは残っています。停止後の流れをお聞かせください。

また、水銀値を上げた原因物も残っていると思いますが、停止後の立ち上げまでに原因物は取り除かれるのか、お聞きをしておきます。

質問の第2は、木谷川、竹野川の水質汚染と管理についてお聞きをします。

これも資料をいただきましたが、施設建設時の調査結果ばかりで、施設稼働後の調査はありません。焼却したさまざまなごみや汚泥からは、除去したとはいえ、さまざまな有害物質が大気中に放出されます。雨とともに大地に流れると考えますが、なぜ稼働後の検査がないのかお聞きをして、第1回の質問とします。

○議長（広川善徳） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 水銀混入についてお答えをいたします。

まず、議員がご質問の中で、微量であってもあってはならないといった趣旨のことを発言されましたけれども、そうではなくって、どの程度までなら許容できるのか、あるいはどの程度を超えると許容できないのかという量の問題だというふうに基本的にはお考えいただきたいというふうに思っております。

原因物質の取り除きの状況等についてもお尋ねをいただきましたが、水銀は356度で液体から気体に変化をいたします。したがって、排ガスの濃度の中における水銀の濃度が上がってきている

ときにはもう既に気体になっているという状況でございますので、炉を停止しても、その原因物質はもう存在はしない、見える形では存在しないということになります。つまり気体となって排ガスとして出ていこうとする。ただし、それはそのまま出すのではなくて、バグフィルターを通過する際に活性炭の膜で吸着除去するという仕組みになってございます。この除去率が97%というふうにはタクマの実験値として報告を受けているところです。したがって、これを前提にしますと、3%が外へ出ていくという、こういった状況になります。

そういった状況でございますので、当然のことながら、ごくごく微量であって、なおかつ拡散を大気中に出る段階でいたしますので、このことによる健康への影響は全くないものと考えているところです。

手順でありますけれども、排ガス中の水銀濃度は通常5マイクログラム／ノルマル立米、5マイクログラムというものでありますけれども、それが10を超えますと、活性炭の常時吹き込み量を1時間当たり0.3キログラムから最大2.2キログラムに増量して水銀濃度の上昇を抑える対策をとります。つまり活性炭へ吸着をさせるということです。

しかし、それがさらに上昇し続けて20マイクログラムを超えた場合は、緊急時の活性炭として20キログラムを投入し、水銀濃度の推移を監視をいたしますけれども、それでも下がらなければ、10キログラム単位で投入を繰り返します。緊急時の活性炭投入を繰り返しても自主保証値であります50マイクログラムを超えるおそれがある場合には緊急停止を行います。ただし、それもその時点ですぐとめるのではなくて、現にもうごみが入っておりますので、それをまず焼却をさせてしまうということになります。このごみが完全に燃え切るまでの約3時間程度は燃焼温度800度以上で焼却をさせて、その後に立ち下げを行って、炉の中を点検をして、そして量から見まして、例えば水銀、体温計のようなもの一つでありましても、形も何も残っておりませんので、再度また立ち上げて通常運転に戻していくと、こういった手順をとることになります。

その他につきましては、担当のほうでお答えいたします。

○議長（広川善徳） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 河川水の調査の資料がないということをおっしゃっていたんですけども、直接8月以降の水質の調査につきましては、調整池から木谷川に出る水を水質検査しております。この施設は、先ほどもご説明しておりますけども、クローズドシステムといって、水を場外には出さない仕組みにしております。場内の雨水等は全部調整池に入って、そこから木谷川のほうに出ていきます。そういったことで、河川の、木谷川の調査はしておりませんが、洪水調整池の水質調査はしております。

また、竹野川につきましては、兵庫県において竹野新橋で毎月水質測定のほうを行っております。以上です。

○議長（広川善徳） 14番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 水銀の関係なんですけども、資料をいただきまして、いわゆる水銀が検知をされると、50を超えそうな時点で炉のいわゆる立ち下げというのをされますね。立ち下げというのは、改めて新

たにごみは投入しない、あるいは燃焼を加速するような操作はしないと。しかし、中にはごみがまだ入っているわけですから、入っているごみは全部燃やすと。この燃やす操作というのは立ち下げ開始後に行われる操作ですね。したがって、立ち下げ後、資料の中、どの資料にもあるわけじゃないんですが、ざっと30時間、温度が下がるまでに時間がかかるというのもあるんですね。そうすると、水銀が検知をされて、立ち下げを開始はしたけども、管理者が言われたように、中が、炉は燃えているわけですから、その中で水銀も実質燃え切ってしまうということになるのではないかなというふうに思うんですが、そうじゃないのかなというのが1点と、もう一つは、炉が立ち下げをして温度が下がって以降に、ろ過式集じん機の逆洗をしたり、あるいは高濃度の水銀を含む可能性のある飛灰を飛灰貯留層に移送しますというふうに作業が書かれているんですけども、そうすると、水銀が検知をされて立ち下げをしたけども、実際は残っている水銀もあらへんと。そうすると、何のために立ち下げをするのかなと。炉の効果、あるいは水銀そのものを考えると、立ち下げをしたり炉を停止する意味というのは何だったんだろうと。住民との約束だから、あるいは業者の自主的な規制だからというのはわかるんです。わかるんですけども、立ち下げをして、それで水銀がなくなるのであれば効果はあるけども、何にもあらへん違うのかなという思いが率直にするものですか、あえてこんなこと聞くんですが、どうなんでしょうか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、活性炭、バグフィルターの逆洗という話ですけども、今回の施設におきましては、活性炭を一定量ずっと吹き込んでおりますけども、それは完全に重金属等が吸着をして、もう使えない状態ではない状態でありますので、その部分をもう一度バックをさせて、2回とか、そういう使い回しをしてからばいじん量を極力抑えるということで、再利用を図るようなシステムが講じられております。

水銀が異常値を出して上がった場合については、これは十分に水銀を含んだ活性炭になりますので、それはもうすぐさま、循環させるのではなくって、落としてしまって、もう新たなものに切りかえていって、それはもうばいじんの処理として捨ててしまうというようなやり方でやるという手順が組まれているということでございます。

当然、中に入ったごみについては、ダイオキシン等の問題もありますから、先ほど管理者より答弁がありましたように、800度以上で燃やし切ってしまう。

今、村岡議員のほうから、それでは356度で気化する水銀だから、もう気化してしまっているのではないかと、とめる意味がないのではないかなというふうなご指摘ですけども、水銀の量がどの程度あるのかというのはその段階ではわかりませんので、例えば体温計であれば1.2グラム程度の量ですけども、もっとほかに、血圧計であるという部分についてはもっと量が多くなりますので、一旦立ち下げを開始して、とめてみて、その水銀の量自体がどういう量であったかということも踏まえて検証する必要がありますので、そういう意味から、炉を停止をして、水銀の動向を見きわめた上で、何が原因なのかということも推測をしまして、今までのケースでいけば、大体が立ち下げ途中で水銀の濃度が落ちてきていますけども、そういうふうなものを検証した上で、改めて再稼働



をしていくというような手順を踏ませていただいているというようなことでございます。

○議長（広川善徳） 14番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 資料の中ではね、立ち下げを何時何分に開始しましたと、その立ち下げを開始した以降の水銀の測定値というのは資料には書かれてないんですが、立ち下げ開始後も水銀の調査は当然されているんですね。800度なり、あるいは温度がどんどん下がるまでは燃え続けているわけですからね、それは当然されていると思うんですが、されてますね、調査は。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 炉停止という行為が立ち下げから始まるわけですが、それ以降、機器自体は動いております。ただ、その測定自体は、どういうんですか、停止段階に入った以降については、それを明示する必要はないというふうに言われておりますので、中では観測をしておりますけれども、この記録の中には入っておりません。

○議長（広川善徳） 14番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 当然測定値は立ち下げ後もされなければ、同じように燃えておるわけですからね、されているんだろうなと。その中で、いわゆる50を超えるということはないんだろうというふうに思っておきたいと思います。ただ、水銀のものが体温計であつたら、そんなに、1本ですから、あるいは2本かもしれませんが、大きなもんにはならんだろうと思いますけれども、これまでの4回のいわゆる停止の中では、そこまでのもんはないように資料の中では読み取りました。

ただ、先ほどから率直な疑問なんですが、もうなくなっちゃって、調査をしても原因は確定というんか、これだという確証は得られなかったというふうに、特定はできませんでしたというのもあるんですが、ほとんどが特定できてないんですね。だろうということしか言われてないんですが、そういう中で、これは住民の皆さんに混入しないようにというPRなり、今の対策というのは、それはそれとして評価をしたいと思うんですが、どうも最初の質問、伊藤議員が質問されたんですが、停止によるリスクを考えると、もう一つすかつと停止をすることによってこんな効果があるんだというのが見えないなということが思えてなりません。ですから、立ち下げから立ち上げをして完全燃焼に至るまでに60時間ですか、2日半、これだけの間に途中のいわゆるダイオキシンが最も発生しやすい温度も通過をしなきゃならないわけですから、それらを考えると果たしてどうなのかなという率直な疑問を持ちました。しかし、当然住民との約束、あるいは業者の自主的な規制値ですから、それをやめなさいと言っているわけじゃないんですよ。やめなさいということではないんですが、くどいようですけども、率直に停止をする意味って何だろうという思いがするものですから、あるいは停止をして、中に残っている残存物、それはもう一切ありませんと、全部燃え尽きちゃって、炉の中は温度が下げられるというふうに思うと、そんな思いがしてなりません。原因物質、原因のものも取り出すこともできないわけですから、そんなことを思いました。

それと、先ほど来議論もされているんですが、水俣条約との関係で、私もインターネットをごそごそやったら、水銀大気排出抑制対策についてという昨年3月22日の水銀大気排出抑制対策調査検討会というのの文書が出てきましてね、その中を読んでおると、焼却施設等についても、こと

しの29年10月1日以降は水銀についても一定の、産業廃棄物あるいは一般廃棄物の中で、焼却対象物は減少することが見込まれるということも書きながら、一定の規制がかかるような、あるいはその方向が打ち出されるような文章に読み取れるんですけども、そういう方向で今進んでいるというふうにはこれは理解をしいいんでしょうか。というのは、豊岡の議会で市長のほうから、いわゆる排出基準というのはないんだと、今はね、ということを言われているもんですから、それぞれの絡みの中で、今後の方向がもし水俣条約との関係で、50カ国、あるいは9カ月というのを先ほど言われましたけども、それだけでなく、そういうものについて方向がわかればお答えをいただきたいと思えます。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私どものほうで把握というよりも、今、水銀に関しての規制が加わるという部分については、今の水俣条約における大気汚染防止法上の規制が批准され、発効された場合には、排出抑制としての基準が加わるということのみであるというふうに認識をしております。

○議長（広川善徳） 14番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 次に、2つ目の質問の木谷川、竹野川の水質の問題で、先ほどの答弁の中で、調整池で調査をしていると、だから木谷川、川には一切放流はしないので問題ないんだと、調査もしないということのようなんです。私は、そうではなくて、今、それは微量です。微量ではありますが、水銀も3%は、これは管理者も言われた。大気に出ていくわけでね、あるいは水銀以外のさまざまな微粒子が煙突からやっぱり大気に出ていくということで、ここに施設をつくる段階で、町民の皆さんが大きな反対署名もありました。その主要な一つは大気汚染から木谷川を通して竹野川にも汚染が広がるんじゃないかという心配であったと思うんですね。それからいくなれば、建設中は竹野川の水質調査もしたけども、稼働後は一切調査もしないと、調整池でやっとなるからいいんだというのは、私は住民に対してそれでは済まないのではないかなということを感じるんですが、これは今後ともその方向ですか。木谷川や竹野川は独自に調査はされないんでしょうか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 水質の話は、今、ご指摘をされたわけですけども、そもそもこの施設からそういう心配であるような重金属を含む物質がどう出ているかということに対して、例えば私どものほうは、煙突から出る排ガスについて、全てそういう求められる重金属類等の測定をしております。ですからそこでまずは、それが基準内におることになれば、当然今まで生活環境影響調査でも環境に与える影響等を見きわめておるわけですので、それが特に支障を来すことはないということがまずあります。

それと、住民の皆さんが心配でありますので、それはそうとして、やはり幾らクローズドといっても、そういう場内に降った雨とかいうものにも汚染されるんじゃないかということの心配が寄せられましたので、事業者のほうはそれを酌み取って、水は全て洪水調整池のほうに、全てというんか、大部分の水は洪水調整池のほうに行きますので、その水質をはかれば事足りるのではないかと、これを実施していただいているというふうなことでございます。

○議長（広川善徳） 14番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 最初の質問の中で、住民の心配に寄り添ってということを行ったんですが、資料をいただいた中で、計量証明書ということの11月27日付の資料をいただきまして、その中に私も知らない、よう読まんような重金属の名前がいっぱい入ってます。なるほど数値は非常に小さいです。小さいですが、煙突から大気に放出される。それはゼロではない以上、これまでこの施設がなかったときに比べて、少なくとも、たとえ微量であっても、プラスに働くということであろうと思うんですね。そうであるならば、調整池で調査をして、この計量も調整池の調査ですね。だから調整池の調査は、それはそれとして、当然しなきゃならないと思いますが、大気中、大気に放出された部分ですね。これは本当に微量でしょう。微量だと思えますけども、雨を通して大気に流れ、そして竹野川に流れ出すということはあるわけですから、少なくとも調査はすべきではないのかなと。29年度の当初予算にも竹野川の調査は予算上ありません。ですけども、やっぱりそれは調査をして、こういう結果だから大丈夫なんですよということを示していただくべきではないのかなと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 繰り返しのようになりますけども、排ガスの中に含まれている量が決められた値以下であれば、特に環境に与える影響はないという判断をしています。なおかつ心配事をお持ちの方に対しては、洪水調整池での測定を追加をしてやっていたらというようにございまして。

○議長（広川善徳） 14番村岡峰男議員。

○村岡峰男議員 私のほうからは、そうはいつでも調査をお願いをして、要求をして、昼前になりました。質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（広川善徳） 以上で村岡峰男議員に対する答弁は終わりました。

暫時休憩いたします。再開は午後1時。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時00分

○議長（広川善徳） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次は、8番上田伴子議員。

○上田伴子議員 8番、上田伴子です。よろしく申し上げます。

新施設が昨年4月から稼働して、29年度からは2年目に入ろうとしています。この間、水銀の自主保証値を超えたり、一酸化炭素濃度の上昇の異常などで、合計8回の稼働停止がありました。また、1市2町からのごみ搬入で、市町ごとに違う方法で処理していたごみを同じ施設で同じ方法で処理するということになり、予想外のことが起きているように見受けられます。ごみ分別や処理の方法において、住民が納得のいくスムーズな運営には、まだ時間がかかるのではないのでしょうか。

質問に入ります。一応2つお願いしていますが、2つ目は重複いたしますので、1つ目の質問だけにさせていただきます。

昨年まで稼働していた豊岡市岩井のごみ処理施設では、可燃ごみの中身に汚泥が含まれていたものの、ほとんどが乾燥汚泥であったと聞いています。新施設では、脱水汚泥が多く含まれているようです。資料によりますと、豊岡市からの乾燥汚泥は73%、脱水汚泥が27%、香美町からの乾燥汚泥は4%、脱水汚泥は96%、新温泉町からの乾燥汚泥はゼロ%、脱水汚泥は100%となっています。燃やすごみに含まれる汚泥のうち、乾燥汚泥、脱水汚泥の比率はこうでありますけれども、ごみ量に対して汚泥の比率が多いと燃焼しにくいということはないのでしょうか。

また、岩井の施設では、先ほども言いましたように乾燥汚泥がほとんどであったと聞きますけれども、なぜ水分の多い脱水汚泥も混入されることになったのかお聞きします。

また、一酸化炭素濃度が高くなり、炉の停止があったのは、水分の多い汚泥が多く混入して、攪拌も不足したためであったのではないかと思われませんが、汚泥が多いとそういう状況が起こりやすいということはないのでしょうか、お聞きします。

○議長（広川善徳） 答弁願います。

中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、汚泥量が多いと燃焼しにくいのではないかということに関するご質問にお答えをいたします。

下水道汚泥は、一般的な燃えるごみに比べて確かに水分を多く含んでおりますけれども、ストーカ炉でのごみの燃料は、焼却時に焼却ごみに対する汚泥の割合が10%以下であれば運転に影響しないことが株式会社タクマで実証されています。現在搬入されている下水道汚泥量の焼却ごみに占める割合は8.6%で、10%以下でございますので、運転には影響いたしておりません。

また、逆に言いますと、汚泥の1日の搬入量が全体のごみに対して10%を超えるようなことが見込まれる場合には、構成市町間で調整をして、運搬の日を変更していただいております。10%よりも小さくなるように搬入量そのものを調整するという対応をしているところでございます。

その他につきましては、担当からお答えをさせていただきます。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私のほうからは、水分の多い汚泥も混入されることになったのかということでお尋ねをいただきました。

前段のご質問の中で、岩井で下水道汚泥を燃やしていたというようなことをご質問の中でおっしゃっていましたが、そういう事実はないというふうに私どものほうは思っております。

汚泥の混焼検討の経緯につきましては、平成12年の4月に開催されました北但下水道事業協議会におきまして、下水道汚泥の共同処理に関する調査研究がなされまして、ごみ処理施設における下水道汚泥の混焼について、ガス化熔融処理技術が新たな技術として開発をされて、ごみと汚泥をあわせて処理することが可能であること、また、両者のコストの低減にもつながるということから、統合施設として建設したほうがよいのではという報告書が当時の北但地域の助役会のほうに提出をされております。

その後、平成12年6月に開催されました但馬自治会、北但管内市町長会におきまして、ごみと汚

泥を共同処理することが決定をされております。

一酸化炭素濃度が高くなって、炉の停止があったのは、下水道汚泥が多く混入して、攪拌も不十分であったというふうに思うが、汚泥が多いとそういう状態が起こりやすいのではないかというお尋ねですけども、今回、私どものほうで一酸化炭素濃度が大きくなったという原因については、確かにごみを十分に攪拌し、均一化するということが少し欠けていたのではないかなというふうに考えております。

ごみの攪拌が不十分であった場合には、炉内に燃えやすいごみは早く燃え尽きてしまいまして、炉内のごみ量が不足状態になりまして、炉内のカロリーが減少します。送り込む空気量が一定になっているために、炉内温度が低下をして、一酸化炭素が上昇したというふうな経過、あるいは逆に、ごみ量が多い場合には、燃焼に必要な空気量が間に合わなくて、不完全燃焼になって一酸化炭素濃度が上昇するというふうなことでございます。

下水道汚泥につきましては、先ほど管理者からの答弁もありましたように、一般的な燃えるごみに比較しまして水分を多く含んでおりますけども、ストーカ炉のごみ燃焼は、ごみ量とごみの持つておりますエネルギーによって発生する蒸気の量で制御をしているために、この下水道汚泥の割合が10%以下であれば特に問題ないものと考えております。

今回の一酸化炭素濃度が高くなったという部分について、下水道汚泥が多く混入して、攪拌が不十分であったということではなくって、他の剪定枝等のごみの量が多くてそういうふうなことになったということだろうというふうに私どものほうは推測をしております。

○議長（広川善徳） 8番上田伴子議員。

○上田伴子議員 上田です。先ほど谷事務局長がおっしゃいました、岩井の施設では汚泥は燃やしていなかったというふうには聞いておるとおっしゃっていましたが、私が聞いたのでは、いつごろからかは知りませんが、岩井の施設でも汚泥は燃やしていたというように聞いたので、ちょっと情報が違うのかなと思います。

あと、今のご答弁、それぞれのご答弁の中から、今までは汚泥とごみとは別々の施設で処理していたということで判断したらいいのでしょうか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 通常、下水道汚泥につきましては、例えば旧日高町でいきますと、下水道汚泥を例えば岡山県の有機肥料というようなところに持っていったりとか、島根県の境のほうにありますが廃油を燃やすところに、温度を下げる意味も含めて下水道汚泥を投入するというふうなことをやって処理をしていたというふうなことがありました。1市2町では汚泥自体を焼却、自前で処理することもやっておりませんでしたけども、近いところでは福知山市あたりの公共下水道汚泥については、自前で焼却処分をされていたという事例も近隣ではあったというふうなことでございます。

○議長（広川善徳） 8番上田伴子議員。

○上田伴子議員 それでは、ちょっとその件に関して、豊岡でも岡山県の有機肥料のところとか、旧豊岡ですけども、岡山県の有機肥料のところとか島根県の境のほうに、廃油を燃やすのに、投入す

るのに、そちらのほうでしておられたということでいいんでしょうか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私が先ほど申し上げましたのは、過去の合併前の日高町の例で申し上げましたけども、ここに27年度の汚泥運搬・処分についてということで、豊岡市の例を、資料がありますけども、処分先として、豊岡港浄化センターについては中国有機、これ、私が言った岡山県ですけども、そこと、城崎浄化センターは、処分は株式会社ウェストバイオマスというところに処分をしていたというふうな資料はいただいております。そのほかにもあるとは思いますが。

○議長（広川善徳） 8番上田伴子議員。

○上田伴子議員 今お聞きしましたら、結局肥料というか、そういうものに、いろんな処理をしながら肥料として使っておられたということであると思えますけど、以前、豊岡でも、人ふんといいますか、それが乾燥したものを肥料として、無料か有料かちょっと忘れたんですけども、そういうふうな何かチラシでもないけど、そういう何か広報があったやに記憶しておりますけれども、では、もう今はそういうふうな肥料だとかに汚泥を使うというようなことはされてないということ、どこもされてないということでもいいんでしょうか。（発言する者あり）豊岡とかで前やってたようなことがあったんですけども、今は、人ふんといいますか、乾燥したものを肥料として前は使ってたときがあったと思うんですが、ここの施設ではそういう、もう全部燃やしてしまうから、汚泥について、肥料としてということはないんでしょうか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） そもそも過去の議論の中で、汚泥を今、上田議員がおっしゃるように肥料化をして使う方向で考えてはどうかという議論も過去何度もさせていただきました。そのときに、有機JASの話をさせていただいて、そもそも公共下水道汚泥自体を使用したものについてはそういう認定をしないという結論になったということと、将来にわたって下水道汚泥のし尿を原料とした肥料について、やっぱり嫌悪感があって、なかなか使っていただけない状況にあって、将来そういう汚泥の処分先が先細りになってしまっ行って行き先を失ってしまうというような議論の中で、安全、確実な処分について方向性を見出すときに、今回、統合施設としてこういうごみ焼却施設の中で処理をしていくという方向を見出してきたということです。現在そしたら全国どこの町でもやっていないかといえば、それはやっておられるところもあるかもわかりませんが、私どものほうは、そういうことから、今回この施設の中で処理をするという方向性を見出したということでございます。

○議長（広川善徳） 8番上田伴子議員。

○上田伴子議員 上田です。もう1点、汚泥の種類ですけども、乾燥汚泥と脱水汚泥の比率がすごく1市2町で違う。その比率の違いの原因はどういうことにあるのかお聞かせください。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 下水道汚泥の乾燥汚泥あるいは脱水汚泥という分け方があるんですけども、特に乾燥汚泥の多くは、豊岡市の汚泥が乾燥汚泥が多く含まれております。といいますのは、豊岡

浄化センターにおきましては、公共下水道の施設ですけれども、そこに消化槽という汚泥を発酵させてメタンを取り出して減量化していくという施設がございます。そのメタンガスを使って乾燥させていって汚泥を減量化するという目的で、そういうシステムで整備がなされておりました。豊岡市におかれましては、その施設がフルに使えるようなところまで、他の処理場の汚泥をそこに持ってきて、乾燥させて減量化を図っておられるということですし、通常、一般的な処理場については、そういう消化タンクというメタン発酵する施設を持っておりませんので、乾燥させるためには例えば重油をたくとか灯油をたいて乾燥させるという手法を用いなければなりませんけれども、そうすることによってコストがかえって高くなってしまって、その乾燥させるメリットがないということから採用されてないという経緯があって、こういう比率になったんだらうというふうに思っております。

○議長（広川善徳） 8番上田伴子議員。

○上田伴子議員 上田です。汚泥の量としましては、豊岡市はもちろん一番多いわけですが、香美町、新温泉町においても半分以上の汚泥の量があります。その2つを合わせたら豊岡市の量と同じぐらいになるんですけども、メタンを取り出して発酵させてという、乾燥汚泥にする消化槽ですか、消化槽を香美町、新温泉町では以前はつくられなくて、脱水汚泥のままの処理としてどこかに運ばれていたということでしょうか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） そういうことでございます。

○議長（広川善徳） 8番上田伴子議員。

○上田伴子議員 燃やすという点においては、汚泥の調節も大変だと思いますが、先ほど管理者が言われたように、10%以下であれば、ちょっと通告外になるのであれですけども、助燃剤を入れて燃やしていくということになると思います。この助燃剤を入れることに関しても、先ほどたくさんの助燃剤を投入しないと燃えないということになると思いますので、大変そこにも経費はかかってくるやに思いますけれども、どちらが経済的に、また後の処理においても有効なのかということも、ちょっと私はどっちかなって思いながら見ておりますけれども、脱水汚泥がこのようにたくさん投入されていることについては、今回、資料をいただいて初めて認識した点でありますので、調整も大変でしょうが、経費面でどちらがいいかということも考えながら、これからも脱水汚泥を投入する際の中身も調整していただきながら、適切に運営していただくようお願いして、質問を終わります。

○議長（広川善徳） 以上で上田伴子議員に対する答弁は終わりました。（「議長」と呼ぶ者あり）  
升田議員。

○升田勝義議員 15番、升田。ただいま上田議員の質疑について、議事録上の問題が出てくるのではないかと、このように推察をしております。これにつきましては、正副議長、議運で精査をいただいて、適切な議事録作成に結びつけていただくようお願いをしておきたいと思っております。

○議長（広川善徳） 先ほどの上田議員の質問については、議長において精査いたしますので、ご了承願います。

次は、2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 議席番号2番、谷口眞治であります。3項目を通告しています。通告に従って質問いたします。私は、とりあえず直球でいきたいと思っておりますので、質問項目から入らせていただきます。

まず、1つ目ですが、ごみの減量、資源化がどう図られているかについてであります。

まず一つ、減量努力はであります。資料1のごみの搬入状況を見させていただきましたけども、その中で、年間換算で豊岡市は一廃計画量を上回っております。さらに新温泉、さらに香美町については下回っておりますけども、市町合計量においてはわずかに下回るだけであります。減量の努力が不足していたのではないかなと思っているところでもあります。したがって、減量努力についてお答えください。

それから、2つ目ですが、燃やすごみ、乾燥汚泥、脱水汚泥、し渣、これは焼却での処理となるわけではありますが、汚泥等の比率換算におきまして、豊岡市では6%、香美町では19%、新温泉町では16%となりますが、構成町の汚泥と燃やすごみの比率の差の原因は何なのか、お聞きしたいと思います。

3点目ですが、有害物質防止のための検査等をどうしているか。以上3点を伺いたいと思えます。

続いて、2つ目の項目ですが、ごみ処理施設の運営についてであります。

ごみ処理施設は、昨年4月から全量受け入れを開始し、昨年8月から本格稼働を始めております。2点伺いますが、まず1点目ですが、ごみの直接搬入の苦情とその対策はであります。これにつきましては、伊藤議員のところでのご答弁がありましたので、それと重なっていると思えますけども、そのほか特にあればまた答弁ください。

2つ目ですが、昨年12月20日の焼却炉の停止の問題であります。この点で、まず、報告です。これ、10月議会でも言いましたが、いわゆる地元に対する報告、それから議会に対する報告等であります。さらに、その原因と再発防止の以上2点であります。

続いて、3項目めですが、北但行政事務組合の運営についてであります。

まず1点目が、構成市町の財政負担についてであります。これはどのようになっているかということ、既に資料をいただいておりますが、それを説明いただきたいと思います。

2つ目ですが、最終処分場があるわけではありますが、この最終処分場の考え方と、さらに、最終処分場の負担金、これがそれぞれ補正、さらには新年度予算等でも上げられておりますので、その辺の基本的な考え方について伺いたいと思えます。

3点目ですが、香美町の最終処分場の処理水の問題、いわゆる矢田川の垂れ流しの問題であります。これにつきましては、北但行政事務組合の責任で私は対応すべきと考えておりますが、以上3点、伺いたいと思えます。

○議長（広川善徳） 答弁願います。



中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 私からは、構成市町の財政負担についてお答えをいたします。

運営における構成市町の負担割合は、組合同約によりまして、10分の1を均等割で、10分の9を前年の処理量実績割によって分賦すると規定されています。このため、平成29年度予算における前年の処理量実績割においては、昨年4月から12月末までに組合に搬入されたごみの総量2万9,805.28トン、1市2町ごとの搬入量で案分をし、これに均等割を加え、豊岡市は70.3104%、香美町16.2282%、新温泉町13.4614%となっているところです。

その他につきましては、担当のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、私のほうから、ごみの減量化努力についてお尋ねがありました。

減量の努力の責務はそれぞれの構成市町が担っておりますので、具体的な取り組みについては各市町にお尋ねいただければと思います。

ただ、言えますことは、当然、年間の換算の推計値が全体で96.86ということでございますので、ごみの原単位自体も落ちている中で、100に行かないということでございますので、一層の努力がなされたのだなというふうに私どものほうは評価をしております。

次に、汚泥の燃やすごみの比率の差の原因についてということですが、私どものほうは、平成24年に人口推計あるいはごみの減量化施策等を考慮した推計値であって、それぞれその数値に乖離が生じた原因については、特に私どものほうで検証はいたしておりません。

あと、有害物質防止のための検査等についてのお尋ねでございます。

組合では、搬入禁止物などを搬入防止するため、直接搬入者を対象に、運営事業者の職員とは別に常時3人の検査員による搬入物検査を行っております。また、昨年11月には事前の周知を行うことなく入場されたパッカー車の中から無作為に車両を指定し、展開検査を行ったところです。

その後、1市2町では、適切なごみの分別について、広報活動を強化いただき、また、豊岡市や香美町では水銀を含む体温計など、住民を対象とした拠点回収を実施いただいているところでございます。

議員ご指摘の有害物質の搬入防止を図るために、次は、私どものほうは、事業系の廃棄物を対象とし、事業者がアームロール車により搬入されるごみを対象として不定期に展開検査を実施することとしております。搬入された事業者にあつては、展開検査を実施中、その場で待機いただく必要があることから、プラットホームに展開検査の実施する旨を掲示することで、事前に協力を求めることとしています。

なお、この展開検査により搬入禁止物等の発見もしくは受け入れ基準に沿わない廃棄物が発見された場合には、当該搬入者に対し、条例、施行規則に基づき指導書の発行を行いたいというふうに考えております。

次に、最終処分場の考え方と負担金についてお尋ねいただきました。

北但行政事務組合がクリーンパーク北但より発生する焼却灰及び不燃残渣等の最終処分場として

香美町最終処分場を使用することについては、昨年の4月1日に香美町長と覚書を締結し、必要な事項に関し双方が確認をしております。

その覚書の中で、双方の役割分担について、組合は焼却灰等の処分場までの運搬及び荷おろしのみを行い、荷おろしされた焼却灰等の重機による覆土及び敷きならしのほか、最終処分場の運営管理に必要な作業等は、設置者であります香美町が行うこととしています。

また、費用負担につきましては、処分場の運営に要する経費として、組合が処分場に搬入した焼却灰等の量の割合に応じて光熱水費や原材料費などの維持管理経費を負担するとともに、最終処分場の建設に際し、これまでに香美町が支出された一般財源の総額を処分場の計画容量で除した額に組合が処分場に搬入した焼却灰等及び覆土の量を乗じた費用を施設使用負担として組合が負担することとしております。

次に、最終処分場の処理水問題についてお尋ねをいただきました。

まず申し上げておきますけども、垂れ流しというふうな言葉の中で、香美町最終処分場の浸出液処理設備があたかも機能不全に陥っているというふうに受け取られるような、また、クリーンパーク北但より排出される焼却灰等が何か重大な問題を抱えた危険物のごとくご質問の中でおっしゃっておりますけども、このことは、その成分調査でもわかっておりますので、十分ご理解いただきたいというふうに思います。

また、大野区を初めとして、下流域の町民の皆さんが不安に思われることを、私ども、心配しております。

費用負担につきましては、さきの質問に対して答弁させていただいたとおり、処分場の運営に要する経費として、組合が処分場に搬入した焼却灰等の量の割合に応じて維持管理経費を負担することとしております。したがって、最終処分場の管理者である香美町において適切な管理運営のために支出された必要な費用については、組合が搬入量に応じて負担をいたしますが、その支出内容が設備の改修など投資的な建設経費となる場合には、双方が事前に協議を行った上で、施設使用負担として精算することになります。

私からは以上でございます。

○議長（広川善徳） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 私のほうから、施設の運営についてお答えをいたします。

搬入に関する苦情に関しましては、先ほど伊藤議員にお答えをいたしましたとおりでございます。現在は少なくなっております。これ以上のものは把握をしておりませんので、ご理解をいただきたいと存じます。

続きまして、12月20日の焼却炉の停止の報告、原因、再発防止の取り組みについてお尋ねをいただきました。

炉を停止した要因が地元区との運営協定に定めます事象による場合は、まずは地元の区長さんに第一報を行っております。過日、地元地区においてご協議をいただいた結果、月の初めに地元のほうにお知らせしますごみの受け入れの状況、環境モニタリングの結果とともに、停止に至った場合

があれば、その経過についても掲載をして、全戸配布もしくは隣保ごとによる文書の回覧をすることで、その周知方法を地区のほうで決定いただきました。昨年の11月分から、決定いただいた手法により、両地区の皆様方へ周知を行っているところでございます。

それから、12月20日の報告に関しましても、過日、議会運営委員会の資料に添付をいたしました処理における報告すべき事項に掲載のとおり、4時5分、水銀濃度が0.047ミリグラム／ノルマル立方メートルになり、自主保証値0.05を超過するおそれがあったため、焼却を停止をいたしました。

その原因につきましては、ごみに由来し、水銀を多く含んだごみの混入が推察されます。

また、その対応について、組合では、燃えるごみに体温計等を混入をしないように、広報等での注意喚起を行っております。また、豊岡市及び新温泉町では、回収ボックスを利用した拠点回収による再発防止の取り組みがなされているところでございます。

それから、議会への報告はどのように行うのかといったお尋ねをいただきましたが、こういった事例につきましては、地域住民の健康もしくは住民の生活に影響を及ぼすような事象ではなかったことから、緊急性を要するものではないと判断し、今期定例会の開会前に開催されました議会運営委員会の中で、運転の状況として議員さんのほうには報告をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、2回目の質問に入らせていただきます。

まず、減量の努力のほうですけども、資料請求をいたしましたところ、ごみの搬入量、一廃計画と実績の差は検証してないということですけども、答弁あったんですが、どうなんでしょう、このことは、いわゆるクリーンパーク北但の施設規模が適正であったかどうか、さらにはこれからの見通しはどうか、それから、ごみの減量、資源化の施策はどうかという極めて原点をなすものでありますから、やはり一廃計画との差の検証をして、研究を図っていく必要があるのではないかなと思うんですが、その点、どうでしょう。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 当然、今おっしゃるようなことは必要だろうというふうに思います。ただ、私ども、今の一廃計画と実績との差が96.86という今推計値でございますので、今ここで特にこれを検証するほど大きな乖離を生じてないというふうに判断をしております、これが逆にもう少し大きく差が開いて、あらゆる将来計画に支障を期すようであれば、当然そういうことに対しては検証していく必要があるかと思っておりますけども、現時点ではそういうふうなことで、検証はしてないというふうにお答えをさせていただきました。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 この一廃計画と実績との差というのは、これは逆に言えば実績がいわゆる低いほど、減量化といえますか、こういった効果があるわけでありまして、やはりこの辺をしっかりと見詰めていく、さらにはごみの減量、資源化、この辺がどう効果的になっているかという部分でありますので、今後、この点についてはしっかりと検証をしていただきたいと思います。

それから、2つ目ですけれども、減量、資源化の関係については、構成市町の所掌であるから、組合については知らないといえますか、こういうご答弁だったと思うんですけれども、確かに構成市町が減量、資源化というのは当然であります。しかし、北但行政事務組合としても、構成市町だけではなしに、やはり1市2町の総括的な部分をしっかりと押さえるという意味で、むしろ先導的な役割を發揮していくということが広域行政の真価を生かしていく道ではないかと思っておりますけれども、その辺について、お考えをお願いしたいと思います。

○議長（広川善徳） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 担当のほうでお答えしておりますように、基本的に構成市町でなすべきものと思っております。

そもそもごみの減量化というのは、それぞれの住民がその実際の動作をしないことには、活動をしなすことには実現しないわけでありまして、それぞれの市町に働きかけるのに最も適切な自治体は何かというと、この北但行政事務組合ではなくって、個々の市町であるというふうに思います。

それから、そもそも法律の建前からしましても、ごみの収集・運搬処理、処分までがごみ処理なわけですけれども、これは基本的に市町の責務です。ただ、最後のところの出てきたごみを安全、確実に処理するところを1市2町で共同してやりましょうというのがこの北但行政事務組合の任務でありますので、純粋に北但行政事務組合が個々の市町の住民に働きかけてごみの減量化をするということは、この北但行政事務組合の設立の趣旨の中にそもそも入ってない。厳密に言うとなんかということになります。もちろんそれよりも先に、そもそも最も適したところがやるほうが結果が出るという観点から、北但行政事務組合は全く知らないとは言いませんけれども、市町の責任であると、基本的には、そのように考えております。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 今、管理者から、基本的には市町であるということであるわけですが、ただ、そうは言いながら、この北但行政事務組合が一般廃棄物処理計画をまとめた際もリードしてきたという、この部分があると思っておりますのでね、そういった点ではもう少し前面に出ていかれて、一緒にこれを実現していくという、そういうやはり立場に私は立つべきだと思います。そういったことが私の意見でありますから、とりあえず申し上げておきたいというふうに思います。

それを申し上げて、次のいわゆる汚泥と燃やすごみの比率の差の関係につきまして、入らせていただきます。

焼却助燃剤の関係でありますけれども、6カ月で7万9,538リッターということで、こういうデータをいただいておりますが、月に直しますと1万3,256リッター、1日に432リッター使用していることになるわけでありまして。この使用量というのが本当に大きいのか少ないのかという部分も含めて、これまでのいわゆる豊岡市、それから香美町、新温泉町、この3施設の使用量との比較、こういったことをぜひ検討すべきではないかということが1点と、それからもう1点、焼却助燃剤の金額については、資料請求いたしましたところ、組合で持ち合わせていないというようなことで、資料がいただけませんでしたけれども、どうなんでしょう、それでは業者に金額を確認するというのでは

きないんでしょうか。

以上、その2点、お願いします。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 金額を確認することの意味が何があるのかというところ辺があるんですけども、実は立ち下げに1回500リッター、立ち上げに1回約3,800リッターという灯油が必要になってくるということでございますので、そういう異常な値が出たときに緊急的に停止したりするときにもそういう量が使われる。あるいは定期点検においても立ち上げ、立ち下げしますので、そういうようなことで灯油を使用するというところでございます。

汚泥と灯油との関係を、ご質問の中にもあったわけですけども、実は燃やすことに関しては、そもそもそういう物が持っているエネルギーが、どれだけエネルギーがあるかということなんですけども、実際にはごみの基準ごみという部分、あるいは低質ごみという部分でいえば、設計上、約5,162キロジュール、1キログラム当たり低質ごみとして持っているという設計をしております。実際に乾燥汚泥でいきますと、波はありますけども、5回はかったデータでいくと、乾燥汚泥は3,720から7,910ということで、平均化しますと5,020ということですので、大体乾燥汚泥については普通の、ごみ質は若干低いごみと同等レベルのカロリーを持っている。脱水ケーキになりますと、500から2,530、平均的には1,190ということですので、そういうカロリーしか持ち得てないものですから、先ほど来答弁させていただいたように、10%以内で抑えれば、ここは何とか乗り切っていけるというふうなことでございます。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 なぜこれをこだわるかといいましたら、汚泥焼却というのは初めての経験だというふうに思います。したがって、汚泥焼却の影響をやはり今後ともしっかりと検証する意味でも、それぞれの実績等々、これをしっかりと分析していくということが極めて必要ではないかということをお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、有害物質防止のための検査でありますけども、先ほどたしかアームロール車による展開検査というようなことですが、少しちょっと、私、不勉強ですので、これ具体的にもう少し、アームロール車というのはどういうものなのかについてのご説明をお願いします。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） アームロール車というのは、荷物を入れる箱だけを現地に置いておいて、台車でそれをとりに行って、積み上げていく車ということで、特に建設現場であったりとかいうところにそういうボックスを置いてやるごみ収集の形態でして、ここに多分いろんなごみが入ってくる可能性があるのではないのかなということ推測をして、こういう車を今回は検査対象としてやりたいというふうなことでございます。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 わかりました。しっかりとこれについては取り組んでいただきたいと思います。

それでは、2つ目に入らせていただきたいと思います。ごみ処理施設運営の問題についての関係

であります。その中でのごみの直接搬入の苦情ということで、伊藤議員のところでご説明いただきましたし、私の資料請求をいただく中でもその資料はいただいております。ただ、ここで気になるのは、当然苦情については4つということで主に仕分けをされておりましたが、これに対する苦情の対応をまとめた資料はありませんという言い方だったんですが、ということになれば、どうということなのかなと思って、少しこれは気になっておるところでして、この苦情に対しては、じゃあ組織的に対応していなかったということなのかなということを思いながら、しかし、伊藤議員のところでのご答弁を聞いていると、それなりの対応をしていたというふうに説明があったわけですが、これについてはしっかりと対応していただいておりますというふうにまず確認させていただいていいでしょうか。

○議長（広川善徳） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 資料のほうではまとめたものはございませんが、1件ずつ対応いたしまして、責任を持って対応しております。それから、その情報は、職員に同じレベルの情報を与えるために、誤差がないように、こういった苦情がありましたということで情報共有をしまっております。以上でございます。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それから、苦情については大体この4つのことが、これ以外に特にほかにあるようなことがあるでしょうか。ちょっとその辺。

○議長（広川善徳） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 先ほども申し上げましたけども、思い当たることはありません。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、ひょっとしたら私のごみの直接搬入の苦情という、この部分でのことかなと思いますが、少しちょっと通告と、少し拡大するかわかりませんが、苦情の関係でもう少し質問したいと思います。

それでは、許可業者からの苦情、こういったものはお聞きになっているでしょうか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 許可業者からの苦情というんか、ご意見といいますのは、要求資料の中でお渡ししておりますけども、受け入れ担当者、搬入検査員の説明が統一されていないというようなことをお聞きをしております。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それはそれだと思んですが、それ以外に例えば車両の洗浄設備の改善というんか、どうも今使っておられる洗浄の機械が余りにも、何ですか、圧縮の機械の元気よ過ぎて、非常に作業員にかかったりというようなことで、もう少しせめて、そんなしっかりしたものでなくても、普通のあれのほうがいいですよというような、こういうこともちょっと私の耳には入ってきておるんですが、なかなかこの辺についても改善してもらってないなという、こういう声を例えばお聞きになっているのかどうか。そのほかにも、当然許可業者ですから、入る際のいろんな細かいこと、運

営会社との、職員との関係でもいろいろ出ておると思うんですが、こういったことについて、ここでいわゆる集約されて、対応というか、こういったことはされているのかどうか。その点も含めてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今、洗車場の高圧洗浄機の話だったと思いますけども、そのことをお聞きいたしまして、高圧洗浄機のバルブによって水圧調整ができますので、それに対応してくださいということを申し上げて、そういう周知の張り紙みたいなものを洗浄機のほうに添付をさせていただいてやっているというようなことで、お聞きしたそういうご意見等につきましては、その都度、できることですが、対応はさせていただいております。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 あれでしょうか、許可業者も何社かあるわけですから、例えばこういう方々といわゆる北但との間でこういういろいろ話し合いといいますか、こういったものは、こういう機会というのは持たれているのでしょうか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 特に持っておりません。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 実際、毎日出会いする業者の皆さんだと思いますので、この辺はぜひこういう、実際なれるまでの過程だと思いますけども、1回1回、これ非常にそういう意味ではやりとりも大変だと思いますけども、できるだけ業者の方々がスムーズに利用していただくという意味で、ぜひそういった機会を持つべきだと考えるんですが、その点についての考えはございますでしょうか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 当然許可業者というのは、それぞれの構成市町が許可を出しておられますので、そこではそういう関係の会議を開かれて、過日も豊岡市のほうがされていたようですが、そういう場を通して私どものほうに、ご意見があるのであれば、そこから伝わってくるというふうに考えておりますので、特に私どもが主催をしてというようなことは今のところは考えておりません。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 ということは、じゃあ各市町のいわゆる担当レベルで、その各市町の許可業者とのそういう集まりがあるということですね。そこで出てきたいろんな話をじゃあここに持ち込まれて調整されるというふうに理解していいのでしょうか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私どものほうは逆に、1市2町と組合とでそういう連絡会みたいなものを持っておりますので、そういう意見交換する場が当然ありますので、もしそういうふうなことで組合側に要請されるのであれば、そういう場で要請されるのでないのかなというふうに考えております。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 各市町との調整する場というのがあるんだというお話だったと思いますけども、ということになれば、市町からのやはりいろんな苦情、こういったことについてもお聞きになっているのかなというふうに思いますけど、こういう中での特に、ちょっと非常に大事な部分のそういう苦情といたしますか、注文といたしますか、こういう話を当然聞いておられると思うんですが、この際、ちょっとお聞きしておきたいと思いますが、香美町の最終処分場に搬入しておりますいわゆるカレット残渣、これが実際には瓶や缶が入っていたというふうな、こういったことも起こっているようでありますし、さらには、焼却灰の運搬車両が覆いをかぶせてなくて、そのまま入ってこられて、さらには車両やタイヤを洗浄しないで村中を走行しているという、こういう声も聞こえてくるわけですが、こういう対応については当然市町を通じてこちらのほうにお話が上がっていると思いますが、しっかりその辺については対応をさせていただいていると思うんですが、そういうのはどうでしょうか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今おっしゃった内容についてお聞きしております、業者のほうにはそういう指導をいたしておりますし、駐車場の使用についても申し入れをさせていただいております。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 ちょっと具体的な細かい話までさせていただきました。

そこで、改めて確認をしたいと思うんですが、構成市町の担当職員とこの事務組合の職員との関係がどうなのか、それから、あわせて運営会社との関係がどうなのかというところで、基本的なちょっと考え方について、わかれば教えていただきたいと思います。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 基本的には担当課長会というものと、作業部会というワーキンググループみたいな係長、課長補佐というクラスの部会というのがありまして、その中で作業部会のほうに委ねる話、課長会で決定していく話、課長会で決定した話を正副管理者会で協議をしていくという話というふうなつなげ方で会自体は運営をさせていただいております。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 わかりました。

そういうことで、今ここを利用されている皆さんは、これまでいわゆる各それぞれの構成市町でやられてきた方式と今度のこの北但でやられる方式との違いといたしますか、当然あると思います。そういう中で、何ていいますか、いろいろ頭をぶつけながら実際利用しているというのが実態ではないかと思えます。当然こちらの職員さん、さらに運営会社のほうの職員さんについてもそうだと思いますけども、今、できるだけ、これまでの構成市町の担当職員については、非常に私たちの、特に許可業者の皆さんの気持ちをよくわかってきていたと、ところが北但になったら、どうも、何ていいますか、私たちの気持ちがわかってもらえない、非常に何か機械的に対応されているというふうな、そういう声も聞こえてきております。町民の気持ちがわかる組織にぜひしてほしいという、こういう声も聞こえてきております。こういう声に対してどう応えていくかということについて



でのちょっとお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 住民の皆さん方の要望に応じてという話で、どこまでの要望を応えていくのかということの部分だろうと思いますけども、私どもの条例、規則等で定めた受け入れる品目、あるいは受け入れ時間も含めて、それを遵守しながら運営に当たっているということで、それに反するようなものについては、やむなくお断りをしているというふうなこともありますので、そういう部分でそういうお気持ちになるのではないのかなというふうに推察しております。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 なかなか細かいことの対応は難しいと思いますけども、やはりできるだけ住民の皆さんに寄り添った対応をしていただくことを求めて、次の2項目めに入らせていただきます。

12月20日の焼却炉停止の関係であります。いわゆる中でも特に議会への報告であります、先ほど中井議員のところでもありましたように、いわゆる議運の報告よりも新聞記事のほうが早い。停止の記事がですね。そういった意味ではやはりこれは少し、住民の皆さんの健康上に問題ないからというふうなことだということの先ほどのご答弁だったんですが、もっと議会にはせめて早い報告をすべきだと思いますけども、どうでしょう。

それから、構成市町に対しての報告ですが、これはどうでしょう。やはり地元と同じように焼却炉の停止が起こった報告を即されているのかどうか。それもあわせてお答えください。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） たまたま新聞報道で出た時期がそういうふうなタイミングになったと思えますけども、前の議会におきまして、こういう事象が起こった場合については、次の定例会等、議会開会時にお知らせをするというふうなことでご了解いただけたものと思っております、今回、12月20日の分についてもご報告申し上げたということでございます。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 構成市町へのは。

○事務局長（谷 敏明） 構成市町につきましては、今のところ報告をしてないというふうに思います。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 ぜひそういうことで、ご理解いただいているということだったんですが、私は理解できませんので、ぜひ早い報告をお願いしたいと思います、せめて構成市町への報告については、やはり発生主義で報告をぜひしていただきたいと思いますが、その点について再度お願いします。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 構成市町につきましては、報告をさせていただきたいと思えます。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 何か管理者が言っておられますけども、わかりました。ぜひそういったことを求めたいと。

それで、環境省が設定してます水銀指針値、それから水俣条約の水銀濃度の関係につきましては、

る説明ありましたので、わかりました。

もう1点、管理者は、焼却炉の停止でありますけども、先ほど村岡議員が読み上げられましたように、今回の報告でも、いわゆる自主保証値を超える、また超えるおそれがあった場合の一時的な焼却停止の事象であると、地域住民の健康もしくは住民生活に影響を及ぼすようなものではないと明言をされているわけでありますが、私は、そういうことではなしに、むしろ地域住民の健康、住民の生活に影響を及ぼすおそれがある排ガスが発生しているから一時停止をしているのではないかと私は思っています。それから、あわせて、地元の地区の皆さんもそういったことが心配だから焼却炉の即報告を協定で求めているのではないかと私は思うんです。だから一時停止の事象どころか、いろいろ先ほどは水銀値の実際残るのは3%程度だから問題ないというふうな数字の話をされましたけども、しかし、そうであったとしても、現実には水銀が気化して発生しているわけでありますから、住民の健康、生活に影響を及ぼすおそれが全くないとは言えない、こういう事故ではないかと私は思います。そういう意味での危機意識をしっかり持っていただくということが再発防止のいわゆる取り組みについてもあらわれてくると思うんですが、何ていいますか、この間、本当に8月から12月まで8回、水銀については4回ということで、確かに原因も特定できないということであるわけでありますけども、やはりこれは異常だと思います。そういった意味で、やはり危機意識を持って臨んでいただく。万一なれや緩みということはないと思うんですけども、こういったことがあればとんでもないことであるので、そういう意味で、いわゆる管理者のご説明が私たちはどうもまだ納得できませんが、多分、管理者に言っても同じことをおっしゃると思うんですが、私、再度、今、私が申したこういうこと、気持ち、また住民の皆さんの不安、こういったことを踏まえてどうかということ再度求めておきたいと思いますが、管理者、どうでしょう。

○議長（広川善徳） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） もうこれまで何度もお答えしたとおりでありまして、安全にも安全目の対応をとっているということでもありますので、むしろ自体は極めて正常に動いているというふう考えるべきだというふうに思います。前にも比喻でお話ししたかもしれませんが、時速60キロで走ることができる道路が村の中を走ってある。そのところを私たちは住民の皆さんの気持ちをよく考えて、時速20キロで走ることにしますという約束をその村の人たちにしている。ところが斜めの斜面になるので、つい20キロを超えそうになったので、そしてスピードを落とすのではなくって、そのときには一度車をとめて、問題ないかどうかを確認した上でまた走らせますという約束をしている。20キロを超えそうになったのでとめた。これを事故と言う感覚のほうが私には理解できません。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それは管理者のことで、十分お聞きしておりますが、私はそういう思いでしております。ぜひ、なれや緩みがあっては、絶対これは厳禁でありますし、排ガス等発生の焼却炉停止、この再発防止、幾ら安全だと言っても、これだけやはり本当に停止になるということは異常だと思いますので、そういった意味では、異常のないような徹底的な管理をぜひ求めておきたいと思います。

それでは、3つ目の北但行政事務組合運営の関係であります。

構成市町の財政負担につきましては、管理者から説明ありました。そこで、私は、運営に要する負担割合、均等割10%、ごみ処理量90%、この妥当性についてちょっと聞きたいと思うんですが、私は、運営に要する負担割合を均等割を思い切ってゼロにして、ごみの処理量だけで財政負担割合をすれば、いわゆるごみの減量、資源化に大きな効果が私は上がるのではないかと、期待できるのではないかというふうに考えておりますが、この点について、ちょっと管理者、説明をお願いします。

○議長（広川善徳） 中貝管理者。

○管理者（中貝宗治） 共同で事業をするときの費用負担のあり方として、均等割ゼロというのはそもそも考え方が間違っています。つまりそれぞれが公平に負担をし合うというのが基本でありまして、大きな町だろうと小さな町だろうと、小さな施設だろうと大きな施設だろうと、例えばトイレは必ず要ります。つまり共通部分は必ずありますので、共通部分については、利用する量が多かろうと少なかろうと、どちらにしても、幅が例えば3メートルの廊下が要るのであれば、それについて均等割とするというのは、考え方としてはまず基本だろうというふうに思っております。

それから、議員は経緯をご存じないかもしれませんが、そもそもこの10対90の割合というのはこういう経緯があります。1市2町がそれぞれ単独でごみ処理施設を再整備した場合の費用と一緒にした場合の費用を比べると、建設費プラス運営費、20年間の運営費、それから収集、運搬の経費、こちらのほうはむしろ遠くまで運ぶ必要がありますからふえるのでありますけれども、その差を差し引きしてみると、20年間で38億円のメリットがあるというのが計算上出てまいりました。この38億円というメリットを1市2町が公平に享受すべきだということになりました。そこで、例えば香美町が単独でやった場合に比べて、新しい施設で負担する場合が例えば10%得になるとすると、ほかの町も同じように10%、あるいは全部が同じように12%になるようにということで負担割合をまず決めております。

そのときに、負担をすべきものというのは、建設費の負担割合と、それから運転のほうの費用の負担割合ということでありまして、どちらを最初にやってもいいんですけども、私たちのやり方は、10対90ということを決めました。これは、多くの場合、そういったことがなされているので10対90と決めて、その上で、今度は建設費をどういう割合で割ると、さっき言いましたように38億円が公平になるかということを決めて、そして15対85という数字を出してきたと。逆に、今から仮にゼロ対100というのは、さっき言いました、そもそも考え方としてはそれは間違っていると思いますけれども、仮にそれをやるとすると、もう一度さかのぼって建設費の負担割合をやり直さなければいけない。ということは、逆に豊岡市から他の2町に対して請求をしなればいけないということになりますので、結局同じことになるというふうにお考えいただければと思います。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 こういう経過は経過ですけども、こういった一つのごみの減量、資源化を図っていくという考え方で、こういう考え方もあるのではないかとということで私は申し上げたところであります。

さて、次に、最終処分場の考え方、負担金の関係について、入らせていただきますが、まず、焼却灰と残渣については、平成28年度から32年度までの5年間は香美町の最終処分場に運び込まれる。さらに、それ以降は残渣だけを豊岡の最終処分場に運ばれるということになっておると思いますが、そこで、豊岡市はなぜ焼却灰を受け入れずに残渣だけなのかということが1点と、それから、じゃあ今後、5年後の、いわゆる残渣だけで、焼却灰、これをどうしていくのかというところをまずお聞きしたいと思います。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、最終処分場のコスト、当初からひょうご環境創造協会のほうに焼却灰とばいじんをあわせて持っていき、あるいは当面は矢田川レインボー、香美町さんのほうへ持っていきというふうな費用比較と、最終処分場の使える期間を実は検討させていただきまして、この施設はおおむね30年、あるいはもう少し長く使いたいということで、ある程度、私たちの想定は50年間ぐらいは最終処分場が使えるような容量をやっぱり確保する必要があるのではないかという結論に達しまして、最終的に、香美町さんのほうの最終処分場に埋めさせていただくのが、計算上ですけども、5年間で残渣と焼却灰を埋めれば満杯になると。その後、豊岡の最終処分場を、不燃残渣だけを埋めれば、合わせて50年間はそこで確保できるという中での選択として、そういう方向性で決定をしたということでございます。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 焼却灰をじゃあ5年目以降どうするかということもちょっとお尋ねしたんですけども。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 失礼しました。5年後におきまして、香美町最終処分場が埋め立て完了した後には、現在の考え方では、ひょうご環境創造協会のほうに搬入するという計画でおります。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 わかりました。

それから、次に、負担金のところに入らせていただきたいと思います。

負担金につきましては、施設使用分と維持管理経費分とあるわけですけども、維持管理経費分、香美町、豊岡市分を負担しているということになりますが、これはいつまで、先ほど言いました50年という長いスパンで考えております。こういうところまでこの負担を考えているのかというちょっと期間ですね。どの程度を考えているのか。その点について伺いたいと思います。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 埋め立て完了までを考えておりますので、香美町さんの最終処分場につきましては、5年後で埋め立て完了する予定でございますので、そこまで費用負担を組合のほうでさせていただいて、その後、閉鎖をされると思いますけども、閉鎖までの水処理が安定するまでの間は運転をしなくちゃいけませんので、そのときに必要な費用については香美町さんのほうで負担いただくというようなことに考えております。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 ということは、5年間と、あとプラスアルファというふうな、いわゆる最終処分場の維持管理経費ですね、これの負担をするのは5年間だけなのか。その点をちょっと。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 今、協定をさせていただいている内容では、埋め立て完了の5年間を北但行政事務組合のほうで費用負担をするということで協定をさせていただいております。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 あわせて、豊岡市のじゃあ最終処分場の維持管理経費ですけど、これはじゃあいつまで負担されるのか。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 埋め立て完了までの期間ということですので、今のところどの時点になるかは未定ですけども、有効に活用させていただける期間を負担をしていくということでございます。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 わかりました。

それから、最終処分場の負担金の積算根拠、資料をちょっといただきました中で、いわゆる放流水の水質検査等もたしかあったと思います。いわゆる香美町の最終処分場の処理水の水質検査で、昨年たしか5月に異常値が発生してございましたけども、ここではどうとうこの検査結果については、香美町の処理水ですから出せませんということで、資料が出なかったんですが、しかし、明確にこの負担金の積算根拠の中に載っているわけでありますから、決して香美町だけということじゃない。やはり北但としてもこの点については確認をすべきだと思います。そういう意味で、この5月の、昨年の、異常値を示した。イオン濃度が基準よりもいわゆる上回った。これについての検査結果を北但議会でも明らかにすべきだと思いますが、その点についての考えを伺いたいと思います。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 水素イオン濃度が9を示したという事例があって、私どものほうはホームページのほうからその資料は取り寄せさせていただきましたけども、特に水素イオン濃度というのは、中和剤を入れることによって、管理範囲内、8.7ですか、までに抑え込むというものでございますので、特段、申しわけないですけども、大きな課題ではないというふうな認識でありました。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 わかりました。

それでは、最後に、香美町最終処分場の処理水問題についてであります。

私がいわゆるここで矢田川垂れ流しという、こういった表現を使ったことに対して、機能不全のイメージがあるのではないかということで、こういうお話がありましたが、別に機能不全を起しているわけじゃありません。処理水を矢田川に垂れ流しをしている。これは事実でありますので、訂正するつもりはありません。そのことによっていわゆる下流域に不安をあおるという、こういったことでは決してありません。事実は事実としてしっかりと把握していきたいという私の思いでこういうことを言っておるわけであります。

最後になりましたが、この問題で、いわゆる香美町の矢田川レインボーが廃止になって、クリーンパーク北但がごみの全量受け入れした平成28年4月から、香美町最終処分場の処理水をこれまでの焼却施設の冷却水活用の場内処理から矢田川放流の場外処理に転換をしたが、放流先の矢田川は、飲料水の水源や農業用水、天然アユの生息や海の魚介類の生育、海水浴場などに係る重要な水源であります。それにもかかわらず、関係住民への説明もなく、合意のないままに処理水を放流したことが、今、関係住民に大きな不安を巻き起こしているところであります。

さらに、処理水問題ではなく、このクリーンパーク北但からの焼却灰持ち込みについても、先ほどは管理者と町のほうで協定を結ばれたというふうなことでありますが、しかし、住民には事前説明がないままに進められて、その上に、先ほど申し上げましたように、いわゆる5月にイオン濃度の異常水、こういったものが発生した。

さらには、香美町の最終処分場には、平成6年度から平成13年までの間におきましては、ダイオキシン類を含むばいじんが特別管理一般廃棄物の指定した中間処理をせずに焼却灰と一緒に埋め立てられています。ダイオキシン類が溶出する危険性のある重大な問題を抱えていると言っても過言ではありません。そこから出る浸出水が幾ら浸出水処理をして基準が守られているからといって、安全とは言えないということは明らかであります。

香美町最終処分場は、豊岡市最終処分場とともに、この維持管理経費、北但行政事務組合が負担をしております。そういう意味では事実上の北但行政事務組合の最終処分場であり、香美町の最終処分場の処理問題をぜひ責任を持って対応されることを求めて、終わります。

○議長（広川善徳） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

以上で通告に基づく発言は終わりました。

これをもちまして発言通告のありました議員の組合の一般事務に関する質問は終局いたします。

暫時休憩いたします。再開は2時40分。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時40分

○議長（広川善徳） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより第1号議案北但行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例制定についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それでは、2番、谷口です。1点だけ。まず、今度の職員定数条例の一部改正であります。どんな仕事があるのか、その点と、それから、今回8名から6名に2名減というふうなことでありますけれども、これで本当に対応ができるのかどうか、この点について伺いたいと思います。

○議長（広川善徳） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） まず、仕事の内容ですけれども、大きく分けて3つありまして、総務に関すること、ごみ処理施設の運営に関すること、議会事務に関することということになります。

総務に関するこの内容につきましては、組合の組織・機構、職員に関する事務、あるいは予算編成、執行及び決算などの財政に関する事務、契約、入札に関する事務、また、財産、備品、庁舎管理に関する事務などがあります。

2つ目のごみ処理施設の運営については、安心・安全な施設運営のために必要な事務を行うとともに、良好な地元との関係を築き、維持していくための事務や、施設を利用した環境学習などを行います。具体的には、運営会社でありますほくたんハイトラスト株式会社の業務モニタリング、ばいじんの処理や焼却灰等の運搬、資源化物の処理委託に関する事務、施設運営委員会などの地元対応に関する事務、組合広報紙などによる住民啓発、情報発信に関する事務、視察対応や環境学習、自然学習イベントに関する事務などがあります。

3つ目の議会事務に関することは、組合議会の運営に必要な事務を処理し、議長及び議員の職務を補佐します。具体的には、本会議等の運営に関する事務、議会の資料作成に関する事務、議員視察研修に関する事務などがあります。

2名減員で対応できるかというご質問ですが、今後の組合につきましては、日常のごみの搬入を主体とした運営業務になること、また、施設建設工事が完了し、効率的な組織体制に改めるため、1課1係にスリム化することから、2名を減員しても対応できると考えております。

また、来年度から各種環境学習の計画実施に向け、嘱託職員を1名新たに雇い入れる予定としております。嘱託職員には専門分野である学識を活用した住民啓発、情報発信のほか、有償ボランティアの方々との協力し、施設を利用した環境学習イベントなど、幅広い業務に従事していただくことを考えております。以上でございます。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それで、ちょっと再度、それぞれ総務といわゆる運営会社の関係、それから議会というところで、3つの部門に分けられるというような説明がありましたが、ちょっとお聞きしたいんですけども、いわゆる組合事務所とほくたんハイトラスト株式会社との相互の関係、いわゆる管理監督の関係といえますか、こういったことをどのように考えているのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 施設管理を区分をしております、組合で管理する部分というのは、この管理棟事務室の1階部分の私どものほうが事務している部分と、応接室と畳の部屋と更衣室という部分を管理いたしております。そのほかについてはほくたんハイトラストが管理をされるということです。それと、あと1点、県道口に管理施設という施設がありますけども、それは組合のほうで管理をしていると。あと、計量室を管理しているということになります。それ以外はほくたんハイトラストということになります。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 管理部分についてはわかったんですが、あれでしょうか、組合事務所と運営会社とのいわゆる管理監督というんか、こういう関係というのは生まれるのか生まれないのか。もうやりつ

放しで、それぞれのところはそれぞれでお願いしますよ、一切口出しません、ここはこうですよという、そういうことでの整理をされるのか。それともやはり何かあったときの対応で、やはり組合として、いわゆる運営会社のほうにいろいろ注文つけるとかというようなことがあるのかどうか。この辺の関係がちょっとわかりましたら説明ください。

○議長（広川善徳） 谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 先ほど運営の中で答弁させていただきましたけども、月1回、業務モニタリングをやっておりまして、その成果をモニタリングをして、そこで合否の判定をして、改善点があるならば、そこで申し入れを行うというような会議を月1回持っております。

○議長（広川善徳） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

そのほか質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広川善徳） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 議席番号2番、谷口眞治ですが、議案、この第1号の北但行政事務組合定数条例の一部を改正する条例制定について、反対をさせていただきます。

反対理由であります。先ほどどんな仕事があるかということで、るる説明をいただきました。私は、こういった内容、いわゆる事務分掌、これを資料請求したんですが、現段階で精査中ということでありまして、今議会に示されておられません。今申されたこういったことが精査されておるといふことであれば、当然資料として手元にいただくべきかなということで、いわゆる条例改正の根拠である事務分掌が示されなかったことはまことに残念だというこの1点で、ちょっと賛成をしかねますので、その点を申し上げまして、反対討論とさせていただきます。議員各位のご賛同、よろしくお願いします。

○議長（広川善徳） ほかにありませんか。

6番浅田徹議員。

○浅田 徹議員 ただいま議題となっております第1号議案北但行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例制定について、賛成の立場で討論をいたします。

本案につきましては、昨年の7月に施設建設工事が完了したことから、組合職員の定数を8名から2名減じて6名にするものであります。限られた財源の中から捻出される市町負担の軽減につながるものであり、適正な措置と考え、本案に賛成するものでございます。

なお、減員となりますが、安定した施設の稼働と地域住民から信頼される施設を目指した効率的な組織運営に努められることを指摘し、議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（広川善徳） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○議長（広川善徳） 討論を打ち切ります。

これより第1号議案北但行政事務組合職員定数条例の一部を改正する条例制定について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（広川善徳） 起立多数であります。よって、第1号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第4号）についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 4番、中井次郎でございます。14ページの歳出の北但ごみ処理施設整備事業費の中の木谷川の水質検査業務委託料、この点についてお尋ねをいたします。

資料請求をいたしまして、資料は出てまいりました。この内容については、大変細かいこともあるわけですが、大体全て基準値内だということになつとるようであります。そういう中で、今回減額をしておりますけれども、いわゆる昨年8月10日までの間の、これ、水質検査ということになるわけですが、今後はやらない。先ほど一般質問でもこれに対する質問もございました。やらないという話でした。そういう中で、調整池の水質の問題も出ました。調整池については、これは検査をなさっているのでしょうか。どうでしょうか。なぜ8月10日で要は検査を打ち切ったのか、その理由が少し定かではないと思うんですけれども、そこら辺のところをお答え願えますか。

○議長（広川善徳） 答弁願います。

澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 平成28年度における水質調査は、施設建設によって木谷川への影響がないかということで、建設現場の上流、下流、2カ所を比較して調査を行っております。そして8月からは施設が運営しておりますので、先ほども言いましたように、運営会社のほうで洪水調整池の水質を調査すると、そういったことで、こちら、54万円の減額となっておりますけれども、木谷川水質検査業務等ということで、これ、実は土壌調査も当初計画しておりました。当初、周辺の地区で施設を稼働する前に土壌調査をさせていただきたいと言ったんですけれども、なかなか同意が得られなかったもので、28年度において実施しようという計画をしておりましたけれども、27年度中に、3月の終わりにになりましたけれども、地元区のほうから調査をしてくださいというご要望があったので、27年度に実施をしました。それで、28年度において予算を組んでおりましたけれども、減額をしたということになっております。

○議長（広川善徳） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 調整池は検査をする。木谷川については、これはもう実際のところいって、建設途中の、建設が終わればこれは調査をしない。確かに目的は建設中のいかに有害なものが出ないかどうか、そういうことが問題になるわけですが、私はぜひこの検査を続けてほしいと思うわけです。その理由は、前に水銀の自主保証値の超過問題で、坊岡地区の住民の皆様へという文書を28年9月

27日付で出されております。これは議会で資料請求したものの内容でありますけれども、そういう中で、いわゆる自主保証値を上回った、たまたまこの日は竣工式ということで、とめるとか、それにちゅうちょしたということがあって、自主保証値を超えたと、初めてこういう事例が出るとのわけです。やはり私は、今後の施設運営をすることと、それから地域住民に対するいわゆるこの木谷川の水質については安全でありますと、こういったことをきちっと示すことが、信頼関係をきちっと得て、この施設の運営についてやはり安定して運営していくと、そういった点では、この木谷川の水質検査は欠かしてはならないと。今度のいわゆる新年度の予算でも確かに言われたとおり、何も項目は上がっておりません。しかしながら、あえて申し上げますと、この木谷川はきちっとした形で、きれいな水が保証されているということがやっぱり地域の住民の皆さんにとっても大事な問題ではないかと思うわけでありまして、ぜひこれを続けていただきたい、このように思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（広川善徳） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 一般質問のときの答弁と同じようになるかわからんですけれども、排ガスが出ておりますけれども、その中に含まれている排ガスについては基準値以内で出ている。ただ、水銀につきましては、一過性のものであり、たまたま体温計と思われるようなものが、水銀を含んだものがごみの中に入っております、一瞬にぽっと水銀濃度が確かに上がりました。でもそれが継続してずっと大気中に放出されているわけではなく、数値が上がりそうになった段階でとめている。そういった措置をとっておりますので、大気中に水銀が大量に放出されて、木谷川への影響というようなことは考えられませんので、現在のところ、確かに炉停止はしましたけれども、木谷川の水質を調査をする必要まではないというふうに考えております。

○議長（広川善徳） 4番中井次郎議員。

○中井次郎議員 私、北但行政事務組合がやっぱり検査をするということ、これが大事だと思うんです。運営業者がいわゆるするんじゃなくて、やっぱり行政事務組合がやるのが住民の信頼を得ることだと思っています。

それから、これからも、確かに各構成市町の中で水銀関係の体温計だとか、それから血压だとか、そういったものを回収するということも確かに始められるわけでありまして、やはり今後の状況を見れば、私はまだまだこういった水銀濃度が上がりそうになってとめる、こういうことの繰り返しは今後もまだ続くだろうと考えるところであります。そういった点からすれば、大気中にいかに出ないといっても、それはやっぱりどこまでとめられるのかどうなのかということは、きちっとした、絶対ということはありませんで、坊岡の皆さんだとか、そういった方の声を聞けば、木谷川の水質がどうなのかということが一番の安心して施設を見守ることができるかどうかの基準だと思います。そういった点では、ぜひこの点を考慮いただきたいと思うわけでありまして、これがやっぱり今後の中でも大切だと思います。それを要求しておきます。

○議長（広川善徳） 以上で中井次郎議員に対する答弁は終わりました。

続いて、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 議席番号2番、谷口でございます。4点伺います。

まず、28年度でいわゆる人口減、ごみの処理量というふうなことが確定をされてきたわけであり  
ますけども、今後の見通しについて伺いたいと思います。

2点目でございますが、電力売り払い、それから木谷川水質試験、ばいじん処理、運搬、焼却灰運  
搬、資源化処理の実績明細と成果物についてであります。手元のほうに資料をいただいております  
ので、概要で結構でございますので、説明をお願いしたいと思います。

それから、3点目でございますが、施設運営の焼却炉停止の業者責任であります。相次ぐ焼却炉の  
停止が今回起こっているわけですが、そういう中でも運営会社の責任と思われるいわゆる焼  
却炉の停止があったと思うんです。例えば一酸化炭素不足の問題で、運営会社の従業員の攪拌技術  
が不足していたというふうな、こういったことが指摘をされてきたわけですから、こういっ  
た問題についてはやはり業者責任を問うべきではないか、当然運営業務委託料、これを減額すべ  
きではないかと思うんですが、その点についてのお考えをお願いします。

それから、4点目が、最終処分場負担金の補正の説明をお願いします。以上です。

○議長（広川善徳） 答弁願います。

谷事務局長。

○事務局長（谷 敏明） 私のほうから、人口減、ごみの処理量の今後の見通しについてお尋ねをいた  
だきました。

まず、人口減ですけども、平成24年度に策定しました一般廃棄物処理基本計画における平成28年  
度の計画値11万9,080人に対し、平成28年4月1日時点での人口は11万8,576人と、計画値を若干  
下回っております。また、計画の最終年度であります平成38年度の計画値は10万9,001人として  
いることから、今後10年間で約1万人減少する見込みとしております。

ごみ処理量ですけども、汚泥を含めた平成28年度計画処理量は4万1,029.91トンでございます。  
昨年4月から12月までの処理の実績から推計した28年度の処理量は3万9,740.37トンと見込まれ、  
計画値を若干下回るような見込みでございます。計画の最終年度となります平成38年度の計画処理  
量は3万6,734.99トンとしており、人口減少と同様に、ごみ量も減少する見込みとしております。

私からは以上でございます。

○議長（広川善徳） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 電力の売り払いを初めとします決算の見込みについてお尋ねをいただきまし  
た。

まず、電力の売り払いにつきましてです。

運営を開始しました8月から12月までの売電の電力量は462万667キロワットアワーで、7,082万  
1,774円を収入をいたしております。実績としましては、当初の計画を若干上回っておりますけども、  
決算見込みは予算どおりの1億円といたしております。

それから、木谷川の水質検査につきましては、先ほど澤田のほうから申し上げたとおりでござい  
ます。建設工事による木谷川の水質への影響を把握するために、上下流2カ所において検査をいた

しまして、15万3,360円で実施いたしております。検査結果につきましては、環境基準値内の数値でございました。全ての項目についてでございます。

それから、ばいじんの処理、運搬については、ごみの受け入れを開始しました4月から12月末までのばいじんの処理量と運搬量は405.02トンで、委託料は合計で3,121万860円となっております。計画量と比較しまして実績量が少なくなると見込まれますことから、委託料を合わせて約4,700万円と見込みまして、このたび処理委託料で1,800万円の減額、運搬委託料で300万円を減額をしようとするものでございます。

続きまして、焼却灰の運搬につきましては、4月から12月までの運搬量は3,013.71トンで、委託料は481万7,107円となっております。ほぼ計画量でございますが、不燃残渣は計画よりもふえると見込まれますことから、運搬の委託料を約800万円と見込みまして、委託料150万円を増額しようとするものでございます。

資源化物の処理につきましては、蛍光管、乾電池類とプラスチック製容器包装の資源化処理に要する委託料のことでございます。いずれも実績量から予想した見込み量によりまして、処理委託料を約600万円と見込みまして、委託料を49万6,000円減額しようとするものでございます。

続きまして、焼却炉の停止の業者責任についてお尋ねをいただきました。

このたびの焼却炉の停止につきましては、安全・安心な運転を担保するためのものでございまして、その原因が業者の直接的で明らかな過失によるものではございませんので、業者の責任を問うものではございません。

次に、最終処分場の負担金補正の詳細についてお尋ねをいただきました。

最終処分場に関しましては、さきの一般質問でお答えしたとおり、負担金は維持管理経費と施設の使用負担と2つで構成されております。このたび香美町の最終処分場のうち、維持管理経費のみの負担金を補正をいたしてございまして、香美町からいただきました資料でその内訳を申し上げます。電気代、水処理施設やブルドーザーの修繕料などの需用費で256万8,000円の増額、水質検査委託料で22万6,000円の減額、工事請負費では、浸出水処理施設の改修工事を施工されましたが、建設に係る施設使用負担のほうにこれを組み替えましたことから、507万6,000円を減額をいたしてございまして、合計で273万4,000円の減額となりました。

また、28年度の組合からの搬入量は、覆土を合わせまして5,478.32立米、香美町の搬入量が100立米と見込まれますので、組合分は全体の98.21%を占めます。273万4,000円にこの率を掛けまして端数の処理をしますと、負担金は260万円の減額ということといたしてございまして、以上でございます。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 ちょっと細かいことで申しわけないんですが、資料をいただきました木谷川の水質検査について、ちょっと細かい点、伺いたいと思いますが、まず、採水区分、計量証明書の、この採水区分の、ここが黒塗りになっとんですが、ちょっとこれ気になるもので、なぜかということが1点と、それから、4月18日以外については水素イオンのみの検査になっているんですが、この辺の理由について、以上2点、伺いたいと思います。

○議長（広川善徳） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 今のご質問の採水区分のところで黒塗りにしているのは、採水者の氏名を記載していますので、それを黒塗りにしております。

それと、4月とそれ以外についての調査の中身が違うということなんですけども、4月につきましては、生活環境の保全に関する項目と人の健康に関する項目という水に関する全ての項目を調査しております。それ以外の5、6、7、8月につきましては、生活環境の保全に関する項目だけを調査しておりますので、そこで調査項目の相違が出ております。以上です。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 もう1点だけ伺います。焼却炉の停止の原因となっておりました一酸化炭素、それから硫黄酸化物、水銀等との、いわゆる木谷川の水質検査の結果で、どんな影響があったのかということがもしわかれば教えてください。

○議長（広川善徳） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 木谷川の水質につきましては、施設の稼働する前から河川の調査をしております。その調査を比較したのと、調整池から水を出している、その調査をして、調査箇所は違うんですけども、施設が停止したからといって、その数値が上がっているようなことはございませんでした。

○議長（広川善徳） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

そのほか質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広川善徳） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 議席番号2番、谷口眞治です。議案第2号平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第4号）について、反対討論をいたします。

反対理由は次のとおりであります。

まず第1点であります。焼却炉の停止についてであります。業者認定の排ガスの自主保証値超えで一時停止の事象は事故ではないという管理者の認識が披露されましたけども、現場での再発防止のおくれにつながっていないかという疑念が残っております。これが1点。

2点目であります。運営会社の業務委託に関してあります。焼却炉の停止について、運営会社の責任を問うべきものが不問にされているという点であります。

3点目あります。木谷川の水質検査がいわゆる実際今度の施設の関係について、取りやめられている、やられてないという、このことについては竹野周辺住民の不安を助長するものであります。

さらには、クリーンパーク北但の焼却灰の搬入に伴う香美町最終処分場の処理水の矢田川放流問題の解決に当たっては、ぜひ北但行政が責任を持って打開をしていただくことを要求して、反対討

論といたします。議員各位の賛同をよろしく申し上げます。

○議長（広川善徳） ほかにありませんか。

12番嶋崎宏之議員。

○嶋崎宏之議員 12番、嶋崎。ただいま議題となっております第2号議案平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第4号）について、賛成の立場で討論いたします。

本案は、施設整備事業において、昨年7月、施設建設工事が完了したことを初めとして、衛生費では、現場や事務事業の執行状況の精査を行い、決算を見据えて補正しようとするものです。

また、歳入では、規約に定めた負担率により施設の整備費に係る各市町負担金を整理し、精算をしようとするものであり、適正な措置と考えます。

これまでの説明にありましたように、安全で確実な廃棄物処理施設の稼働を望むものとして、本補正予算案に賛成するものでございます。議員各位のご賛同、よろしくお願い申し上げます。

○議長（広川善徳） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広川善徳） 討論を打ち切ります。

これより第2号議案平成28年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第4号）について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（広川善徳） 起立多数であります。よって、第2号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案平成29年度北但行政事務組合一般会計予算についての質疑に入ります。

まず最初に、発言通告のありました2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 議席番号2番、谷口でございます。それでは、議案第3号について、3点質疑をいたします。

まず、1点目でございますが、電力の売り払い、それからばいじん処理・運搬、焼却灰運搬、資源化処理の本年度の見通しについてお尋ねします。

2点目でございますが、もうこれは既に明らかになっておるんですが、木谷川の水質検査についてはしないのかという点でございますけれども、再度ご答弁ください。

3点目が、最終処分場負担金の詳細の明細をお願いします。

○議長（広川善徳） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 電力売り払いの見通しのお尋ねをいただきました。

8月以降の売電の実績と来年度の燃やすごみの想定量を試算しまして、おおむね収入できると予想される1億4,472万円を予算計上いたしております。売電のもととなります発電量は、燃やすごみの搬入量やごみ質によって影響を受けることとなりますけれども、今の状況でいけば安定した収入が見込まれるものと思われまます。

続きまして、ばいじんを初めとします歳出の見通しについてお尋ねをいただきました。

ばいじんの処理と運搬については、計画量を600トンと見込みまして、処理委託に4,082万4,000円、運搬委託に777万6,000円を計上いたしております。

焼却灰と運搬につきましては、計画量を4,381.6トンと見込み、運搬委託に700万4,000円を計上いたしております。

それから、資源化物処理については、蛍光管、乾電池の処理量を70トン、プラスチック製容器包装の計画量を380トンと見込みまして、処理委託に697万5,000円を計上いたしております。

いずれの項目におきましても、本年度の実績から計画値を予想し、予算を計上したものでございます。

最終処分場の詳細についてお尋ねをいただきました。香美町と豊岡市から提供いただいた資料によりまして説明をいたします。

まず、香美町の最終処分場に関して、維持管理経費の内訳から申し上げます。常駐されます職員1人の人件費で860万円、バックホーの燃料費、光熱水費などの需用費で448万5,000円、建物共済保険料で8万円、水質検査、水処理施設機能検査、ガス分析の委託料で456万9,000円、土地賃借料で51万8,000円、覆土などの原材料費で148万9,000円、地域振興交付金で114万円、合計では2,088万1,000円となります。29年度の組合の搬入量は覆土を合わせまして5,588.31立米、香美町の搬入量が102立米と見込まれまして、組合分は全体の98.21%を占めますので、維持管理経費はこの率を乗じた2,050万8,000円となります。

また、施設使用負担については、組合の搬入量が5,588.31立米に1立米当たりの8,350円を乗じますと4,666万1,000円となりまして、香美町への負担金の合計額は6,716万9,000円となります。

次に、豊岡市の最終処分場に関して、維持管理経費の内訳を申し上げます。光熱水費、修繕料などの需用費で1,748万3,000円、建物共済保険料などの役務費で5万5,000円、保守点検、維持管理費、水質検査の委託料で1,141万9,000円、除雪用の重機の借り上げ料で23万8,000円、地域振興交付金で100万円、合計は3,019万5,000円となります。

搬入の計画はございませんので、施設使用負担は発生はいたしません。施設維持管理費の3,019万5,000円全額が豊岡市への負担金となります。以上でございます。

○議長（広川善徳） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 木谷川の水質検査につきましては、先ほども答弁しておりますけども、組合のほうでは実施いたしませんけども、事業者のほうで5月と11月に2度、洪水調整池の水質調査をします。

なお、水質調査ではないんですけども、施設を運営する前ですけども、平成28年の3月に周辺の6つの地区で土壌調査を実施しました。この土壌調査につきましては、4年に1回の割合で測定を実施する予定としております。以上です。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 それで、2点ちょっと再質疑をさせていただきます。

平成28年度は水銀等の排ガスによる焼却炉停止が先ほどの議論ありましたようにたくさんあった

わけでありますけども、平成28年度については、再発防止をしっかりと取り組んで、そういった焼却炉の停止という、こういう事態をやっぱり生まないことが大事だというふうに思いますけども、この辺についての再発防止策について伺いたいと思います。

それから、2点目であります、施設運営の業務委託料の4億5,700万円でありますけども、これはあれでしょうか、今後20年間の定額というふうに考えていいのかどうか。その点について確認をさせてください。以上です。

○議長（広川善徳） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 水銀に関しての再発防止なんですけれども、これは、水銀が発生するのは、もうごみとして入ってきた場合に限り水銀が発生します。焼却途中で水銀が合成されたりとか生じるものではありませんので、あくまでも持ち込まれたごみが原因であります。ですのでそれぞれ構成市町のほうにもお願いして、とにかく水銀を持ち込まないというような対策をとることによって、そういった水銀濃度の上昇は抑えられるというふうに考えております。

○議長（広川善徳） 河本総務課長。

○総務課長（河本嘉一） 施設運営委託料の4億5,700万につきましては、タクマとの契約をしております29年度分に当たります4億2,213万1,150円に消費税を掛けた金額でございます。以上でございます。

○議長（広川善徳） 2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 私、水銀の排ガスだけ言ってないです。等ということで、ほかの関係についても、いわゆる一酸化炭素不足とか、爆発的な部分もあったと思うんですけども、そういったことも含めて、全体的に焼却炉を停止しない、こういった再発防止策について、その辺も含めてお願いをしたいと思いますが。

○議長（広川善徳） 澤田施設整備課長。

○施設整備課長（澤田秀夫） 一酸化炭素の上昇につきましては、運転上の問題ということもありました。そういった中で、運転員の再教育を運営事業者のほうで実施されてもおります。そういったことから、経験を積んでいかれた中で、十分そういった運転によって抑えられるものは今後抑えられていくようになるというふうに考えております。

○議長（広川善徳） 以上で谷口眞治議員に対する答弁は終わりました。

そのほか質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広川善徳） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

2番谷口眞治議員。

○谷口眞治議員 議席番号2番、谷口眞治です。議案第3号平成29年度北但行政事務組合一般会計予算について、反対討論をいたします。

反対理由でありますけども、議案第2号で申し上げました反対理由のうち、運営会社の関係だけ



を除いたあとほかの3点をもって反対理由としたいと思います。

以上を述べて反対討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（広川善徳） ほかにありませんか。

15番升田勝義議員。

○升田勝義議員 15番、升田。ただいま議題となっております第3号議案平成29年度北但行政事務組合一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

本案は、処理施設を安全・安心な運営管理していくため必要な衛生費や売電収入を活用した基金の積み立てなど、組合が策定してきたこれまでの計画を本格的に実施していく予算の始まりであります。29年度の不可欠な予算を計上したものであり、適切妥当な予算と考え、本案に賛成するものであります。

反対をされましたが、組み替えを出不さずに観点だけで反対をされても、私どもは審議ができない状況にあるというふうなことをつけ加えておきたいと思います。

議員各位の賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（広川善徳） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広川善徳） 討論を打ち切ります。

これより第3号議案平成29年度北但行政事務組合一般会計予算について、起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（広川善徳） 起立多数であります。よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

以上で今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。これをもって今期定例会を閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（広川善徳） ご異議なしと認めます。よって、第99回北但行政事務組合議会定例会はこれをもって閉会いたします。

閉会 午後3時24分

〔議長閉会挨拶〕

○議長（広川善徳） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る2月2日に招集されまして、本日までの13日間にわたり、条例1件、予算2件の合計3件を慎重にご審議を賜り、全て滞りなく議了することができましたことは、本組合発展のため、まことにご同慶にたえないところでございます。

昨年4月にクリーンパーク北但でのごみ処理がスタートし、間もなく1年を迎えます。この間、大きなトラブルもなく運営が行われていることに敬意を表しますが、4月より組合事務局の組織も

改められると伺っております。環境学習も当組合に課せられた大切な責務ですが、今後も引き続き運営事業者と共同して、安心・安全な施設の運営にご尽力を賜りたいと存じます。

終わりに当たり、議員各位におかれましては、間もなく構成市町の3月定例会が始まろうとしております。どうかご自愛くださいまして、一層のご活躍を賜りますことを祈念申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

続いて、管理者から発言の申し出がありますので、お聞き取りください。

中貝管理者。

〔管理者閉会挨拶〕

○管理者（中貝宗治） 閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

去る2月2日に開会いたしました第99回北但行政事務組合議会定例会は、全日程を終了し、ただいま閉会の運びとなりました。組合発展のため、まことにご同慶にたえないところであり、議員各位のご精励に対し心から敬意を表します。

今期定例会には、私から3つの案件を提案いたしましたが、いずれも原案どおり適切なる決定を賜り、厚くお礼申し上げます。

なお、28年度の決算を見据えた第4号補正予算をお認めいただきましたが、電力売り払い収入を初め、直接搬入手数料など、不確定な要素も多分に含まれておりますので、ご了解をいただきたいと存じます。

先ほどの一般質問において議員各位からさまざまなご意見、ご助言を頂戴したところですが、地元地区から安心していただける施設運営を行うことが私ども組合に課せられた使命であると認識しております。

議員各位におかれましては、今後とも事業への格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。